

平成31年大網白里市議会第1回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

黒 須 俊 隆	委 員 長	石 渡 登 志 男	副 委 員 長
花 澤 房 義	委 員	山 田 繁 子	委 員
加藤岡 美佐子	委 員		

出席説明員

下水道課長	小 泉 秀 一	下水道課副課長	三 宅 秀 和
下水道課副主幹 兼 施 設 班 長	山 田 俊 雄	下水道課主査 兼 管 理 班 長	松 本 劍 児
農業振興課長兼農業 委員会事務局長	北 山 正 憲	農業振興課副課長	糸日谷 昇
農業振興課主査 兼 農 政 班 長	高 山 公 男	農業振興課主査 兼 農 村 整 備 班 長	内 山 富 夫
農業振興課主査 兼 農 業 委 員 会 農 地 班 長	佐久間 賢 治	農業委員会事務 局主任書記	千 葉 利 憲
商工観光課長	板 倉 洋 和	商工観光課副課長	内 山 義 仁
商工観光課主査 兼 振 興 班 長	谷 川 充 広		
ガス事業課長	鎌 田 直 彦	ガス事業課副課長 兼 工 務 班 長	石 井 勇
ガス事業課主査 兼 保 安 班 長	大 野 文 昭	ガス事業課主査 兼 業 務 班 長	花 澤 勇 司
都市整備課長	米 倉 正 美	都市整備課副課長 兼 住 宅 班 長	宇津木 正 明
都市整備課 市街地整備室長	渡 邊 公 一 郎	都市整備課主査 兼 都 市 計 画 班 長	今 井 孝 行
都市計画課主査 兼 街 路 公 園 班 長	宮 崎 崇		
地域づくり課長	岡 部 一 男	地域づくり課副課長	深 山 元 博
地域づくり課主査 兼 市 民 協 働 推 進 班 長	須 永 陽 子	地域づくり課主査 兼 環 境 対 策 班 長	佐久間 貞 行
参事（建設課長 事務取扱）	石 川 達 秀	建設課副課長	北 田 吉 男
建設課スマートインター 推 進 室 長	鬼 原 正 幸	建設課主査 兼 道 路 班 長	須 永 晃 二
建設課主査 兼 管 理 班 長	片 岡 和 信	建設課主査 兼 河 川 排 水 班 長	渡 辺 正 行
建設課主査	海 保 孝 則		

事務局職員出席者

議会事務局長 安川 一 省

副 主 幹 花 沢 充

主 任 書 記 安 井 與志秀

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査及び平成31年度予算概要について

- ・議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第26号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定について
(大網白里市道路占用条例の全部改正)
- ・議案第41号 大網白里市森林環境整備基金条例の制定について
- ・議案第43号 大網白里市市民農園の指定管理者の指定について
- ・議案第44号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- ・議案第45号 市道の廃止及び変更並びに認定について
- ・議案第67号 訴訟上の和解について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（石渡登志男副委員長） 皆さん、おはようございます。

ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

（午前 9時30分）

◎委員長挨拶

○副委員長（石渡登志男副委員長） 最初に、委員長から挨拶をよろしく願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆さん、おはようございます。

今回、当常任委員会で審議する内容は、議案10件でございます。慎重な審議をよろしくお願ひします。

また、はじめに産業建設常任委員会に関する予算の説明を各課から受けていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○副委員長（石渡登志男副委員長） ありがとうございます。

◎付託議案の審査及び平成31年度予算概要について

○副委員長（石渡登志男副委員長） 続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 本日の傍聴者はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、早速、協議事項に入らせていただきます。

本日の出席委員は5名です。委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、付託議案の審査及び平成31年度予算概要に入ります。

まず、各課から付託議案及び新年度予算の概要について説明を受け、全ての課の説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、下水道課を入室させてください。

（下水道課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 下水道課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いします。時間の関係もありますので、

簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いします。

○小泉秀一下水道課長 では、職員の紹介でございます。

私、下水道課長の小泉です。どうぞよろしくお願いいたします。

右隣が三宅副課長でございます。

○三宅秀和下水道課副課長 三宅です。よろしくお願いいたします。

○小泉秀一下水道課長 その隣が、施設班長の山田副主幹でございます。

○山田俊雄下水道課副主幹兼施設班長 山田です。よろしくお願いいたします。

○小泉秀一下水道課長 それと、左隣が管理班長をしております松本主査でございます。

○松本剣児下水道課主査兼管理班長 松本です。よろしくお願いいたします。

○小泉秀一下水道課長 以上4名でございます。よろしくお願いいたします。

座らせていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小泉秀一下水道課長 平成31年度下水道課の当初予算につきましては、お手元の資料をもとに説明させていただきます。

下水道課が所掌しておりますのは公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、そして、一般会計に予算計上しておりますコミュニティプラント事業の3会計でございます。順を追って説明させていただきます。

はじめに、公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。

資料1ページをごらんください。

平成31年度当初予算額の歳入歳出総額は15億7,308万円、前年度と比較いたしまして3億4,642万3,000円の増となっております。

次に、その内訳となる歳入と歳出について説明いたします。

はじめに、歳入についてですが、資料2ページをごらんください。

主な財源といたしましては、下水道使用料となりますが、現年度分及び過年度分を合わせまして平成31年度当初予算額4億1,613万2,000円、前年度と比較いたしまして1,216万円の増を見込んでおります。そのほか、下水道費国庫補助金と下水道事業債を合わせた7億4,700万円を、主に浄化センターの改築更新費用として計上するとともに、一方で、他会計

繰入金につきましては、前年度に比べ6,921万5,000円の減となる3億8,717万7,000円を計上しております。

次に、歳出についてですが、資料3ページをごらんください。

総務事務費につきましては、主に下水道課の管理運営に係る費用として431万9,000円を計上しております。前年度と比較し、臨時職員賃金の減を主な要因として、全体で171万9,000円の減となっております。

次に、資料4ページをごらんください。

公共下水道事業企業会計移行業務につきましては、再来年度から地方公営企業法を適用するべく準備を進めており、地方公営企業会計への移行に係る費用として1,645万2,000円を計上しております。

なお、当該業務に関する費用は債務負担行為の設定を行っており、公営企業会計適用債を活用することで財源の確保を図っております。

次に、5ページをごらんください。

污水管渠整備事業につきましては、主に污水管渠整備工事に関する費用として778万2,000円を計上しており、前年度と比較いたしまして、事業の縮小により2,164万9,000円の減となっております。

続けて、平成31年度の工事予定箇所について説明させていただきますので、資料の最後に添付しております21ページの地図をごらんください。

紫の実線で囲まれている範囲が全体計画区域で、黒の実線で囲まれている地域が事業計画区域で597.1ヘクタールとなっております。さらに、その内側に薄黒く塗られている部分が面整備が完了した区域となっており、事業計画区域に対する整備率は87.4パーセントとなっております。

次に、工事の予定箇所ですが、引き出し点で工事名を表示している箇所がその対象となっております。大網駅東土地区画整理区域内での延長34.6メートルの管渠整備に加えて、舗装復旧工事として上貝塚とわらび台の2地区を予定しております。

また、地図右上の凡例にありますとおり、四角と丸で示している箇所が改築更新の対象施設となります。

では、資料に戻りまして6ページをごらんください。

下水道施設改築更新事業でございますが、浄化センターなどの第2期改築更新工事に係る委託費用として5億7,396万円を計上しております。前年度と比較いたしまして、改築更新

工事が2年目を迎え、本格化することに伴い、4億3,396万円の増となっております。

次に、資料7ページをごらんください。

処理場管理費につきましては、主に浄化センターほか中継ポンプ場などの下水道施設の維持管理に係る費用として、2億2,333万6,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、施設維持管理、汚泥の運搬処分及び水質分析等の委託料795万1,000円、及び工事請負費の238万3,000円などの減により、全体で949万9,000円の減となっております。

なお、施設の維持管理につきましては、平成29年8月より平成32年7月末までの3カ年を業務期間として、公共下水道施設、農業集落排水施設及びコミュニティプラント施設の一体的な維持管理業務委託を行っております。

次に、8ページをごらんください。

使用料徴収費につきましては、主に下水道使用料徴収事務に係る費用として1,684万円を計上しております。全体では使用料徴収委託料の減に伴い、140万1,000円の減となっております。

次に、飛びまして、11ページをごらんください。

雨水排水施設維持管理費につきましては、主に雨水ポンプ場や雨水調整池などの維持管理に係る費用として1,136万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、雨水ポンプ場の維持管理や雨水管路調査等の委託料87万5,000円の増により、全体として76万円の増となっております。

以上が公共下水道事業特別会計における予算説明でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計についてご説明をいたします。

資料12ページの総括表をごらんください。

平成31年度当初予算額の歳入歳出総額は1億4,428万9,000円、前年度と比較いたしますと1,409万5,000円の減となっております。

なお、農業集落排水事業につきましては、施設建設や面整備工事も既に完了しておりますので、現在は適正な維持管理と起債の償還に努めているところでございます。

次に、その内訳となる歳入と歳出について説明いたします。

はじめに、歳入についてですが、資料13ページをごらんください。

主な財源といたしましては、下水道使用料となりますが、現年度分及び過年度分を合わせまして、平成31年度当初予算額2,621万1,000円、前年度と比較いたしまして27万8,000円の増を見込んでおります。

そのほか全体では、他会計繰入金の減額により、全体で1,409万5,000円の減となっております。

続いて、14ページをごらんください。

歳出についてですが、農業集落排水事業維持管理費につきましては、主に光熱水費、汚泥の運搬処分費、補修工事費等の施設の維持管理に係る費用として2,819万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、委託料及び工事請負費の減により、全体で489万2,000円の減となっております。

次に、16ページをごらんください。

農業集落排水事業企業会計移行業務につきましては、公共下水道事業と同様に進めており、その費用として255万1,000円を計上しております。

なお、債務負担行為の設定、公営企業会計適用債の活用による財源確保につきましても、公共下水道事業と同様でございます。

以上が、農業集落排水事業特別会計における予算説明でございます。

続きまして、一般会計に予算計上して事業運営を行っておりますコミュニティプラント事業についてご説明いたします。

資料17ページをごらんください。

平成31年度当初予算額の歳入総額は2,300万1,000円、前年度と比較いたしますと77万4,000円の増、歳出総額は4,946万1,000円、前年度より54万1,000円の増となっております。

なお、コミュニティプラント事業につきましても、農業集落排水事業と同様に、施設や面整備工事は既に完了しておりますので、現在は適正な維持管理に努めております。

次に、その内訳となる歳入と歳出について説明いたします。

はじめに、歳入についてですが、資料18ページをごらんください。

主な財源といたしましては、下水道使用料となりますが、現年度分及び過年度分を合わせまして、平成31年度当初予算額で2,260万円、前年度と比較いたしまして37万5,000円の増を見込んでおります。

次に、歳出についてですが、19ページをごらんください。

コミュニティプラント施設管理費につきましては、農業集落排水事業の維持管理事業と同様に、主に光熱水費、汚泥の運搬処分費、補修工事費等の施設の維持管理に係る費用として3,010万4,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと委託料及び工事請負費の減により、全体で357万1,000円の減となっております。

最後に、資料20ページをごらんください。

コミュニティプラント事業企業会計移行業務につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業と同様に、企業会計への移行を図るための費用として、合計124万3,000円を計上し、債務負担行為の設定、公営企業会計適用債を活用した財源確保につきましても、公共下水道事業と同様でございます。

以上で一般会計のコミュニティプラント事業における予算説明とともに、下水道所管事業の平成31年度当初予算説明を終了といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま課長から説明がございましたが、新年度予算の概要について、委員の皆様からご質問があればお願いします。

特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 私から1点、2点。

この3カ年でやることによって、昨年の当初予算からかなり減ったという、維持管理費が減ったということですが、一方、歳入のほうも増えているということになっていいますが、コミュニティプラントとか農集とか、私の感じる限りではあまり増える要素がないんじゃないのかな、歳入が増える要素がないんじゃないかなと思うんですが、なぜ新年度予算では歳入が増えるというふうに試算しているのか、答えていただきたいと思います。

どうぞ。

○小泉秀一下水道課長 コミュニティプラントと農業集落排水事業の中で少し増えているというのは、加入負担金というものを見込んでいまして、1件程度増えるのではないかと、1件当たり40万円なんです、それを本年度は見込んだということと、あと、消費税で下水道使用料が少し、半年分上がるということもありまして、少し増額になっています。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと、面整備、下水道自体は一体、今年度でどんなふうになるんですか。進捗率とか予定のパーセントとか。

どうぞ。

○小泉秀一下水道課長 面整備につきましては、今年度というか、平成29年度末が87.3パーセントということなんです、今年度、一部面整備を、今年、上貝塚地区の0.4ヘクタールと駅東地区で0.05ヘクタールということで、合わせて終了して87.4パーセント、0.1パーセントの面整備の進捗率という形になります。

それから、今のこの面整備のほうの考え方なんですけど、下水道課で所管しております改築更新という費用に大きな予算が投入されるということで、それにお金がかかるということで、ちょっと面整備のほうは少し見合わせているという形の来年度予算になります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 委員の皆様、よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、下水道課の皆さん、ご苦労さまでした。

（下水道課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、下水道課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見ございましたらお願いします。

○花澤房義委員 来年度の面整備をやらないということだよな。

○委員長（黒須俊隆委員長） この間も土地区画整理の部分が主な面整備で、実際は白里地域とか上貝塚地域の本来やるべき面整備というのは、ほとんど30年度で今、0.1パーセントと言っていたけれども、0.1パーセントしかやっていないということで、今年度しばらくからはいろんな改修工事とか、何かそういうもので目いっぱいだと。

○花澤房義委員 本来やるべき事業とちょっと違うんじゃないかな。白里地区なんかは。工事をやっても、つなぐ人とかいない現状なので、無理して面整備なんか進むんじゃないんじゃないかなと私は思う。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○加藤岡美佐子委員 うちのほうの北今泉の外れなんかは、受益者負担を払う気がないと言っているんですよ。だから、そっちにやれないんだよな。

○花澤房義委員 うん、だから見直しを含めて、まして財政が厳しいと言うんですから。

○委員長（黒須俊隆委員長） 現実的に、決算委員会のおきも聞いたんですけどもね、やっぱりもう30年、40年のペースで、このままでもそういう30年、40年だから、さらにペースが落ちたら、もう100年かかってもできない、そんな状況なわけで、そうなったら、人口は100年後にはおそらくこの市も半分だろうと思うんですね。

○花澤房義委員 だから、別に面整備を行うんじゃないかと、見直しも検討したほうがいいんじゃないですかね。

ほかにはありません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 新年度予算に関しては、特に問題ないということで、わかりま

した。

○花澤房義委員 委員長報告のまとめで、そういうことも入れていただければ。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうですね、この面整備に関する考え方も、全く非現実的なことをそのままずるずる延ばすのではなくて、新たな、きちんと実現可能な計画に見直しする必要があるのではないかと、そんなことを申し上げたいと思います。

○花澤房義委員 お願いします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、以上で下水道課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

休憩します。

（午前 9時54分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 再開します。

（午前 9時59分）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、農業振興課を入室させてください。

（農業振興課 入室）

◎議案第41号 大網白里市森林環境整備基金条例の制定について

◎議案第43号 大網白里市市民農園の指定管理者の指定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 農業振興課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第41号 大網白里市森林環境整備基金条例の制定について、及び議案第43号 大網白里市市民農園の指定管理者の指定についての審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もごございますので、簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第41号及び43号について説明をお願いします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 農業振興課です。よろしくお願いいたします。

まず私、農業振興課長の北山です。

私の右側になりますけれども、農業振興課副課長の糸日谷です。

- 糸日谷 昇農業振興課副課長 糸日谷です。よろしく申し上げます。
- 北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、私の左側、農業振興課農政班の高山班長です。
- 高山公男農業振興課主査兼農政班長 高山です。よろしくお願ひいたします。
- 北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、さらに左隣、農村整備班の内山班長です。
- 内山富夫農業振興課主査兼農村整備班長 内山です。よろしくお願ひいたします。
- 北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、一番端になりますけれども、農業振興課農地班の佐久間班長です。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 佐久間です。よろしくお願ひいたします。
- 北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、座らせていただき、説明させていただきます。

まず最初、議案第41号 大網白里市森林環境整備基金条例の制定についてでございます。

制定の趣旨といたしましては、平成31年度から導入される森林環境譲与税を原資に、間伐整備、担い手の確保、人材育成、木材利用の促進・普及啓発等に要する経費の財源として基金を設置しようとするものです。

次に、条例の概要について、まず（1）設置。

森林整備の担い手の減少を背景に、間伐整備、担い手の確保、人材育成、木材利用の促進・普及啓発等に要する経費の財源に充てるため、大網白里市森林環境整備基金を設置する。

（2）積み立て。

基金の原資は、平成31年度から導入される森林環境譲与税を充てることとし、その積み立てる額は毎年度の一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

（3）管理。

基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとする。

（4）運用益の処理。

基金の運用から生じる収益、基金を原資とする事業によって発生する収益は、毎年度予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（5）処分。

基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとする。

(6) 繰替運用。

財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に振りかえて運用することができるものとする。

施行年月日につきましては、平成31年4月1日を設定しております。

続きまして、森林環境譲与税の交付見込額であります。こちらは千葉県を試算ということで、平成31年度から33年度は各289万6,000円、34年度から36年度の3カ年は各434万4,000円、37年度から平成40年度までは各615万4,000円、41年度から44年度の各年度は796万5,000円、45年度以降は977万5,000円を試算しております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 続けてお願いします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、議案第43号 大網白里市市民農園の指定管理者の指定についてでございます。

趣旨といたしましては、大網白里市市民農園の管理及び運営について、現在の指定管理者である株式会社塚原緑地研究所の指定期間が本年3月31日をもって満了することから、4月1日からの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、経緯。

大網白里市市民農園指定管理者の公募ということで、平成30年11月8日から同月30日まで公募いたしました。

応募者に当たりましては1団体、株式会社塚原緑地研究所となっております。

続きまして、大網白里市市民農園指定管理者選定の経緯といたしましては、平成30年12月25日に大網白里市市民農園指定管理者選定委員会を開催いたしました。選定委員といたしましては、副市長、総務課長、財政課長、企画政策課長、農業振興課長、利用者の代表ということと、あと山武農業事務所主任上席普及指導員であります。

今後の予定といたしましては、議会の議決後に指定管理者と協定を締結し、平成31年4月1日より指定管理者による管理運営を開始する予定となっております。

以上であります。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま、ご説明いただきました議案第41号及び議案第43号に

ついて、ご質問等があればお願いします。

はい、どうぞ。

○花澤房義委員 基金の運用はどこがやるの。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、課長。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 基金の運用の整備自体は所管課は農業振興課となります。

○花澤房義委員 できるの。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 今の予定ですと、初年度からするという形のものが無い中で基金に充てていくんですけども、直近の予定としましては、森林の境界等の確認等を行っていった中で、意欲ある木材業者等の方との調整をして整備を進めていく予定です。

○花澤房義委員 整備じゃない、運用できるのか。もう一つ、金額はどのぐらい予定しているの。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○糸日谷 昇農業振興課副課長 基金の運用につきましては、ほかの基金もあわせて通常預金に積み立てたりというのは、所管は財政課のほうで一括して行っております。金額につきましては、先ほど課長の説明でもありましたように、議案説明書の2ページ目にございますように、譲与税、31年度に関しましては289万6,000円譲与税が入ってきますので、残りにつきましては、10万円は森林クラウドというものに充当しますが、その残りについて基金に積み立てる予定でいます、31年度に関しては。

○花澤房義委員 200万とか、そのぐらいの金額だったら、運用なんかって言葉は使わないほうがいいんじゃないかな。積み立てたほうがいいんじゃないのと、私の意見です。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに、委員の皆様から。

○山田繁子委員 市民農園の管理者の指定についてですけども、この株式会社塚原緑地研究所ってどのへんにあって、どういう形で現在やっているところだったんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○高山公男農業振興課主査兼農政班長 現在行っている塚原緑地研究所につきましては、千葉市のほうに住所があります。うちの今、指定管理のほうをやっております。県内の同類の指定管理もやっているという状況でございます。

○山田繁子委員 ありがとうございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

では、私から1点、森林環境基金という、これ、森林環境譲与税を充てるということなんですけれども、本市に来る289万6,000円というのは、これは本市の森林の面積とか、そういう何かに基づいて割り当てられたのか、何に基づいて、これは割り当てられているんですか。

○糸日谷 昇農業振興課副課長 こちらにつきましては、市有林の人工林面積と林業従事者、それから人口をもとに積算されております。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちなみに、例えば近隣なんかでいうと、例えば山武市なんていうのはだいぶ林業が盛んな気がするけれども、そういう市のと比べてどうなんですか。大網は多いんですか、少ないんですか。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 今おっしゃっていただいた行政と比較しますと、大網は低いです。

○委員長（黒須俊隆委員長） どのくらいなんですか、例えば山武市とか。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 金額的には今の予定ですと、山武市が……

○委員長（黒須俊隆委員長） 山武市じゃなくてもいいです、どこか適当な、比較して。

（「参考だから、そんなに難しく考えるなよ」と呼ぶ者あり）

○糸日谷 昇農業振興課副課長 ちょっと今、手元に資料がないんですが、山武市については、ちょっと幾らかというのは今はっきり言えませんが、人口割なんていうのもありますので、よく言われるのが浦安市、森林面積ないんですが、人口割でかなり人口ありますので、浦安市には相当な金が譲与金として交付されるというような話は聞いています。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、当面はクラウド10万円以外は基金に入れるということで、基金が毎年たまっていくわけだけでも、これは、財源はもう指定されたものにしか使えないわけで、基金がどんどんたまっていくという、そういうことなわけですよ。具体的にどんなことを実際に事業で使う場合は考えられるんですか、本市においては。

○糸日谷 昇農業振興課副課長 こちらにつきましては、31年の4月から施行される森林経営管理法というのがあります。こちらについて、ちょっと参考資料を用意しましたんで、配付してもよろしいでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

（資料配付）

○糸日谷 昇農業振興課副課長 こちらにつきましては、今年の4月1日から施行される法律になります。どういったものか概要を説明させていただきますと、この法律に基づきまして、下のこの図柄というか、①、②、③と、下の図柄にもちょっと番号を振ってありますが、それをちょっと見ながら、見ていただきたいんですが、こちら、森林経営法に基づきまして、1つ目といたしまして、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確にしております。さらに、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を所有者から受けることができると。さらに、林業経営に適した森林については、意欲と能力がある林業経営者に市のほうから再委託をすると。再委託できない森林及び再委託に至るまでの間、森林において市町村が管理を実施することができるというようなものになっておりまして、今後の森林経営に当たって、市町村が積極的に関与できるような法律となっております。

ただ、これにつきましては、あくまでも努力義務というか、しなければならないということではないんですが、今後、基金を積み立てていって、こちらの法律に基づく森林整備について、整備を進めていきたいと考えております。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、引き続き、新年度予算について説明をお願いします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、農業振興課に係ります平成31年度予算案の概要につきまして、説明を申し上げます。

農業振興課につきましては、農林業等を担当する、先ほど説明した農政班、農業基盤整備等を担当する農村整備班及び農地集積等を担当する農地班の3班の体制で業務を遂行しております。

まずはじめに、1ページの総括表、歳入でございますが、合計欄をごらんください。

平成31年度の課全体の歳入予算額は1億915万2,000円を予算計上しております。対前年度当初予算との比率では約4.7パーセント減で、538万3,000円の減額予算となっております。

次に、2ページをごらんください。

歳出でございますが、平成31年度の課全体の歳出予算額は人件費を除きまして2億3,612万1,000円を予算計上しており、対前年度予算との比率では約7.4パーセント減で、1,893万6,000円の減額予算となっております。予算の減額の主な要因といたしましては、9ページ

の農業経営基盤強化促進対策事業、16ページの瑞穂地区幹線道路整備事業の減額が主なものとなりますが、特筆すべき事業の中で説明させていただきます。

特筆すべき事業について説明いたします。

7ページをごらんください。

農業振興事務費でございますが、農業関係団体への補助金など1,228万7,000円を計上しております。前年度予算より増額となっておりますが、増額の主な要因といたしましては、委託料において有害鳥獣駆除委託料を林業総務費から科目変更をしたこと、備品購入において公用車1台の購入、また、補助金において水稻共同防除事業の補助単価を引き上げるとともに、新たに県費を財源とする耕作放棄地の刈り払いを行う農家組合を支援する、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金を計上したことによります。

次に、8ページをごらんください。

生産調整指導推進事業でございますが、米の生産調整の協力者に対する補助金など、1,234万円を計上しております。前年度予算より減額となっておりますが、減額の主な要因といたしましては、平成30年度の生産調整の実績において、飼料用米が減少し、加工用米が増加しており、これらを考慮した結果、経営所得安定対策等補助金等が減額したことによります。

次に、9ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進対策事業でございますが、認定農業者等の機械、施設等の購入に関する補助金、新規就農者の確保、育成補助金等1,997万5,000円を計上しております。前年度予算より減額となっておりますが、減額の主な要因といたしましては、農地集積に係る経費について、新規に科目設定した農地集積事業へ予算計上したこと、及び県補助金である新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金対象者が減ったことによります。

次に、10ページをごらんください。

農地集積事業でございますが、担い手農地集積事業補助金等674万4,000円を計上しております。

次に、13ページ及び14ページをごらんください。

農村ふれあいセンター管理費、農村環境改善センター管理費でございますが、カーボン・マネジメント強化事業補助金を財源とした各施設の老朽化に伴う空調設備の更新及びLED化に係る設計費を計上しております。

次に、16ページをごらんください。

瑞穂地区幹線道路整備事業でございますが、歩車道築造工事約200メートルの整備の発注を予定しており、事業費全体で3,280万円を計上しております。前年度予算より減額の要因といたしましては、事業量の縮減によるものです。

次に、17ページをごらんください。

大網白里市土地改良事業でございますが、山辺地区で計画しております経営体育成基盤整備事業の事業計画策定に向けて必要となる業務委託費、瑞穂土地改良事業完了に伴い、築造された道路を道路管理者へ移管に必要な道路台帳作成業務委託費、及び九十九里町が事務局をしている蛭川湛水防除施設の改修事業の負担金など、事業費全体で1,549万7,000円を計上しております。

次に、22ページをごらんください。

両総土地改良関連事業につきましては、両総用水事業の受益者となる構成14市町村の協定に基づき、県営かんがい排水事業茂原南負担金、茂原西部負担金及び団体営両総茂原西部負担金として1,001万1,000円を計上しております。前年度予算より増額の主な要因といたしましては、負担金のもととなる事業費が増加となったことによります。

次に、23ページをごらんください。

多面的機能支払交付金事業につきましては、市内12組織の活動に対する交付金として、事業費全体で7,705万8,000円を計上しております。前年度予算より増額となっておりますが、増額の主な要因といたしましては、新たに2地区が広域活動組織に加わり、交付対象面積が拡大することによります。

次に、25ページをごらんください。

林業総務事業費につきましては、平成31年度より国より森林環境譲与税が交付予定であり、新たにこれを財源とした千葉県森林データを使用するための千葉県森林クラウド使用料及び森林環境整備基金元金積立金を計上し、事業費全体で309万5,000円を計上しております。

主な説明は以上でございます。よろしく審議お願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様から質問等があれば、お願いします。

はい、どうぞ。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 7ページの有害鳥獣駆除委託料、今回、イノシシの棲み家の撲滅云々と書いてありますけれども、どんだんうなぎのぼりになっているんですけれども、鋸南町あたりはもう本当に手に負えない困った状態に、あっち山林がすごいんで、

それで大網白里市も今、民家のところに出没してきているケースも一部発生しているんですけども、30年度、今年の2月末ぐらいまでに捕獲数というのは、イノシシの、どれぐらいあったんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○高山公男農業振興課主査兼農政班長 30年度の2月末でイノシシの捕獲頭数につきましては、22頭でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 28年度がたしか11頭、29年度が2月末までで18頭という、こう話があったんですね。これは受胎率、妊娠率がすごいと昨年もちよっと言ったんですけども、特に5月がピークだと。1回で1頭が産むのが大体四、五頭ぐらい産むと。あと、これ半数が死んじゃうと、50パーセントぐらいが、ある程度の段階で、半年ぐらいで亡くなると。でも、これ、寿命が10年だというんですよ、大体。そうすると、半数が死んでも、すごい数になるんですよね、どんどんね。だから、これ、やっぱり夜行性でもないし、鼻の力も70キロぐらいのものを持ち上げちゃうというしね。相談受けて、私、行ったんですけども、今、向こうのほう、君津のあっちのほうでは、オオカミロボットみたいなもので、一定の効果を出しているという記事が載っていて、私もちよっと思ったんですけどもね、イノシシはオオカミが大嫌い。嫌うんですよね。調べていったら、というのを調べたら、そういうことが出てきて、オオカミは手に入らなかった。でも、声なら手に入るんですよね。やっぱりね、声を出していったら、スピーカからかっとなら流した後、山の中歩いていったら、出なくなったというんですよね。石渡さん、ここから出なくなった。しばらくたって農家の人に聞いたら、やっていないこちら側に出るようになったと。やっていない方向にね。だから、イノシシも頭がいいんだと。これ、注意しませんが、今後、民家に出てくると、イノシシって臆病だというけれども、前、テレビでやっていたとおり、ぱったり会々と、ひっくり返ると、ひっくり返った途端、すごい攻撃が入ると。ひっくり返らないときはいいけれども、相手がひっくり返ったら、ものすごい攻撃をしてくるというわけ、かあっと。この間テレビとかでやっていましたでしょう、前ね。だから、これもやっぱり、もっとよく考えていかないと、大網白里市も周りを見れば山林が多いから、結構出てきてしまうんじゃないかなと。それによって被害が、やっぱり農業の被害もあるでしょうし、それから、人的被害も今後出てくると思いますんで、これについてはある程度徹底的に、今のうちにやらないと、鋸南町のように28年度でイノシシの捕獲数842頭という

んだよね。もうすごいんだよ。だからね、今あたり、かなり行っているんじゃないのかなと思うんだけど、特にさっき言ったように5月がピークでしょう、出産のピークなんですね。だから、このへん、これからなので、いろんなことを考えながらやってもらいたいなという、そういう思いもあります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○花澤房義委員 31年度予算は30年度に比べて増減はどうなっているの。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 31年と30年としまして、31年は歳出で約7.4パーセントの減額となっております。

○花澤房義委員 軒並み減額ということね、はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

それでは、農業振興課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（農業振興課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、農業振興課の新年度予算について、内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

○花澤房義委員 取りまとめというわけじゃないんだけど、さっき石渡委員が、民家に出たら大変だと言われたけれども、現実にも出ていますよ。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 出ているんですね。

○花澤房義委員 民家に。

○委員長（黒須俊隆委員長） 被害が出ているんですか。

○花澤房義委員 人的な被害は出ていないけれども、民家に出るということは、これから、人的被害も考えないといけないから、人的被害が出たら、市はどうするの、なんだよね。命を落とす危険も十分考えられる。それで自己責任。

（「イノシシの対策をね、対応力強化をより一層図ると」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 さっき石渡委員が言ったように、手遅れにならないうちに対応しないと。

○山田繁子委員 30年度で22頭と言ったでしょう。ほかはもっとすごいんだから、どんどん増えちゃうんだからね。31年度は3倍になるかもしれないし、数的には見えないからね。ほ

かからだってみんなどんどん上がってきちゃえば、今度はどうしたらいいのか。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 田んぼなんかすごいですよ。泥つけるの大好きですから。

○花澤房義委員 何年前だっけ、去年だっけ、2年前だっけ、季美の森の道路に出たと。

（「そう」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 聞かない。そういう。

○委員長（黒須俊隆委員長） 小学校、中学校のメール配信が僕のところにあるんだけどもね、もうみどりが丘から季美の森あたりにかけては、しょっちゅうイノシシ出たというニュースを聞くよね。

○花澤房義委員 学区内に出ているんだよ。だから、安易に考えないほうがいいですよ。

（「イノシシ対策強化」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） そうですね、イノシシ対策を。

○花澤房義委員 委員長の表現力にかかっていますんで、よろしく。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、わかりました。

それでは、以上で付託議案の審査及び農業振興課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

続けてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、次に、農業委員会を入室させてください。

（農業委員会事務局 入室）

◎議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 農業委員会の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行いますので、説明をお願いします。時間の関係もございまして、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に、各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、事務局長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第23号について説明をお願いします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 農業委員会事務局です。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長の北山です。

私の左隣が農業委員会農地班の佐久間班長です。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 佐久間です。よろしくお願いいたします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 続きまして、隣が千葉主任書記です。

○千葉利憲農業委員会事務局主任書記 千葉です。よろしくお願いいたします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 こちら、今日、説明資料の関係で、許可を得て、差しかえをしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

（資料差しかえ）

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

改正の趣旨といたしましては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止、解消等の農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務となりました。

今回、農地利用最適化交付金が創設されることに伴い、これを財源とした農業委員及び農地利用最適化推進委員に、活動実績に応じ基本報酬に上乘せした能率報酬を支給するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、農業委員会会長及び農業委員並びに農地利用最適化推進委員の能率報酬（年額制）について、新たに規定を設ける。

施行期日としましては、31年4月1日。

続きまして、参考ということで、能率報酬につきましては、1つ、活動実績分ということで、担い手への農地集積の推進、遊休農地の発生防止・解消相談、新規参入促進活動に応じて配分ということで、1人当たり平均年額7万2,000円の範囲内で支給。

2つ目、成果実績部分ということで、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の実績に応じて配分ということで、1人当たり最大年額37万3,313円で支給という予定であります。

以上であります。

○委員長（黒須俊隆委員長） はじめにちょっと聞きたいんですけども、この差しかえた内容、平均というのは、単に平均を入れ忘れたのかなという気もするけれども、その後、48万から37万というのは、一体どういう経緯だったんですか。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 差しかえ前の数字につきましては、最適化支払交付金となる事業の実施要綱という要綱をベースに算定されるわけなんですけど、差しかえ前の数字に関しては、大網白里を当てはめたといいますか、最大の大網の範囲外のちょっと数字を記載させていただいてしまったことによりまして、大網を当てはめて大網の最大ということの数字は37万3,000円ということで、差しかえさせていただきました。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

それでは、委員の皆様から質問等があればお願いします。

では、私から、これの実際に配分するものというのは、配分する額とか、そういうものというのは、本市の農業委員会で決定するものなんですか。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応、各農業委員会推進委員さんが実際に活動したものを交付金として請求。あと、成果も実績をもとに大網として交付金を請求して、それを交付金をもとに支給するような形になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、当初は7万2,000円の範囲内で支給となっていますけれども、これ、平均に変わったから、そうなると、平均額が高くなっちゃったら、その上限に達しちゃって、活動しても能率報酬がそれほど多くは払われないという人も出てくるかもしれないわけですよ。そういう平均が上がっちゃった場合とか、そういう場合の配分率とか、そういうのっていうのはどういうふうになるんですか。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応、活動実績のほうなんですけれども、交付金の請求が1人1カ月当たり最大で6,000円、1年で12回で7万2,000円でございます。実際に活動した日数、交付金請求するのは最大1日、1カ月6,000円なんですけれども、実際に配分するときは、その交付金をもとに、その日数で割って、それぞれ活動した人に配分する形になります。ただ、一応、限度額というのは、その6,000円掛ける12掛ける人数になるんですけども、実際に活動した日数で割って、そのもとを割った部分を日数に応じて配分するという形になります。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 ちょっと補足といいますか、わかりやすく説明させていただきますと、その活動実績分を交付するに当たっては、1人当たり1カ月6,000円で12カ月で7万2,000円、それに34人を掛けた総額が交付金という形になるんです

が、活動実績に当たっては、その総額の交付金を各委員の総人数の総活動日数で割り返して、その割り返した数字に対して、各委員の活動日数を逆に今度は掛けた金額を、その委員に配布という予定であります。

○花澤房義委員 その活動実績って、ちゃんとしたルールは存在するの。その交付金の配布って誰が決定するの。どこの組織で判断するんですか。まさか農業委員が自分たちの活動結果を判断するの。自分たちで自分たちの活動を判断するの。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応活動報告書というのを、各それぞれ委員、実際に農地の貸し借りをするとか、そういったのを直接やったのを日誌みたいな形で記録していただきます。それを毎月、うちのほうに上げていただく。

その中には、やった活動時間とか、やった対象者、どういったことをやったかとかという内容を記してもらった活動記録というのを報告していただいて、それが、うちが、農業委員会がそれをまとめまして、県のほうに交付金のほうを申請するような形になります。その交付申請、交付金を受けた形で、今度、うちのほうが、それをもとに支給するという形になります。

○花澤房義委員 それ、活動した成果が出なくても、活動した実績さえ残れば、補助金が出るというシステム。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応活動実績分と、あと成果実績分というのがあります。成果実績というのは、遊休農地を解消したりとか、各担い手、農家に農地を集積したというような、利用権とか、そういったので契約までたどり着きましたよというのが成果実績になります。

○花澤房義委員 それを聞いているの。成果実績が活かされるのかという話。その成果実績って、県が判断するの。農業委員会が判断するの、最終的に。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 成果実績のほうは利用集積契約とか、うちのほうに申請が各、貸しているほうからと受け手のほうから上がってきます。そこに携わった農業委員の名前を書いていくという形になります。それで、そこで成果という形になります。

○花澤房義委員 俺が言っている成果と認識が違う。活動だけやっていて、補助金がもらえていいのと。ちゃんとその活動に対して実績が出なければ、報酬はおかしいんじゃないという話。全額国庫負担というけれども。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 こちらの最適化交付金の趣旨としましては、今、花澤委員がおっしゃっていただいた質問の、まず活動だけということで、活動実績分は対象ということになっております。

次に、そのほかの成果に関しましては、先ほど説明しました遊休農地率を下げたり、農業委員の活動により集積が上がったよと、数字の、集積率とか遊休農地率、要綱の中でパーセンテージが定められていまして、そのパーセンテージまで上がったということであれば、基本の基礎額に評価点がプラスされてカウントして交付される形になって、また目標が全然、ゼロですよということであれば、0点とかという評価点の金額で、成果のほうは交付金の要求交付の対象となります。

話戻りますが、活動に対しては1カ月1日以上活動ということで、ちょっと成果は伴う、伴わないは置いておいて、活動実績分として、この交付金は対象とされているということです。

○花澤房義委員 活動しただけで、要は補助金もらえると、その前に農業委員として月額3万幾ら……

(「3万5,200円です」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 3万5,200円、毎月もらっているわけでしょう。そのほかに何か遊休地を減らす、そんなのが本来の農業委員の仕事なのに、幾ら、何かちょっと農業委員としての仕事がしっかりやってもらうために3万5,000円、毎月払っているのに、それ以外に活動実績ということで、また補助金が出るって。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 今のお話の中で、平成28年に農業委員会に関する法律が改正されまして、農地利用最適化交付金の創設の趣旨としましては、28年度以前までの農業委員の活動としての必須業務は、農地法による許可権限といいますか、審査ということを必須業務ですよということで法律がされていまして。28年の改正に伴いまして、必須業務として、さらに遊休農地の解消に向けた活動をしなさいという業務が増えたことにより、この農地利用最適化交付金が創設されたということで、交付金の要綱の記載がされております。

○花澤房義委員 法律が、そううたっているのはいいけれども、我々民間の感覚からいったら、そういう感覚を農業委員会の職員の皆さん、少しは持ってください。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○山田繁子委員 今の同じような内容でありますけれども、例えば遊休、休ませている畑とかありますよね、ここに。そういうところに回って行って、その方たちが、それで実績つくっていくような形なんですか。それとも、ただ見回ったからと入れていくのか。それと、そのときにやっぱりそこに行ったという証拠だとか何かというのは、やっぱりきちんとしていかないと、市民も幾ら国から来るお金だ何だといっても、やっぱり農業に携わっていない、小さな、委員でも何でもない人たちから見たら、やっぱりちょっとおかしい部分も思われがちですので、どういう形でそういうものを評価していくのか。あそこのうちのあの農地が、委員会の中で、例えば、あそこ、ずっとあきつ放しだよ、何だよ、あれどうしようかね、では交渉してみよう、そういう話し合いの中でそういう実績をつくっていくのか。それとも、全く個人で歩いてやっていくのか、そういう実績の成果というのをどういう形でもっていくんでしょうかね。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 今、ご質問にありました遊休農地なんですけれども、毎年7月から8月にかけて市内全域、15地区に分けてパトロールしております。そこで、遊休農地を見つけましたら、今度、それをまとめまして、11月頃までに各所有者に対して、直接、家に行っていただいて、意向調査と、この土地を貸すのとか、どうするのとか、そういった形の意向調査をしております。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○花澤房義委員 やっています。結果は。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 結果なんですけれども……

○花澤房義委員 そんなものも答えられないの、すぐ。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応、30年度ですけれども……

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 いや、その結果じゃない。実績等の確認結果に関しましては、先ほど班長が言いましたように、毎月、今、自分だけ資料があつて申しわけないんですが、農業委員会活動記録簿というものを提出していただきまして、そこに詳細に何月何日に、何をどこのお宅へというような活動記録簿を提出していただく形になります。

○花澤房義委員 俺が言っているのは違う。遊休農地が遊休農地でなくなったという実績があるのかないのかと聞いているの。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応、今年度の遊休農地が30年度末、今現在なんですけれども、4.6ヘクタール。

○花澤房義委員 こっち、俺が聞いているんだから、こっち。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 4.6ヘクタールです。解消されたのが30年度中は6.4ヘクタール解消されているような形です。

○花澤房義委員 そう答えようよ。俺が質問が悪かったな。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、例えば去年の実績からだど、一体、幾ら能率報酬が発生するんですか。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 一応、成果実績で、大綱で今、遊休農地率というのがあるんですけども、それが1パーセント未満に当たりますので、一応ポイント的には7ポイントという形で成果実績がつくんですよ。7ポイントですと約、本来成果実績1万4,000円という単価があるんですけども、その7ポイントになりますので1万889円の1人当たりの成果実績という形になりまして、それが年間で約418万1,000円配分される形になります。成果実績のほうですね。

○花澤房義委員 数字的によくわからないな。

○委員長（黒須俊隆委員長） そもそも、あまりよく理解していない面もあるので。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 補足資料を配付してよろしいですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

（資料配付）

○委員長（黒須俊隆委員長） 説明してください。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 お手元に配りました資料なんですけれども、こちらが成果実績のポイントとなります。1枚目の担い手の農地集積ですね。こちら、集積された割合によって、下の表のゼロポイントから13ポイントが加算されていくような形になります。

それとあわせて、次のページの裏面をごらんください。こちら、遊休農地発生防止解消のポイントとなります。本市におきましては、この1番のところの（1）のアに該当しまして、時限年度における遊休農地率が1パーセント以下であった市町村に該当しますので、7ポイントが加算されます。今現在、1枚目のポイントはこれから実績を積んでいって、加算されるんですけども、今、現時点ですと、遊休農地率が1パーセント未満なので、7ポイントになりますので、2枚目の表の評価点というのがあります。その7点で、1カ月分の単価が1万889円で、これで交付金を請求するときになりますと、418万1,000円が交付金として成果実績分が配分される形になってきます。

- 花澤房義委員 全然わからないな。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 それとさっき言いました活動実績が加算されて配分される。
- 委員長（黒須俊隆委員長） 基本的なことを聞きたいんですけども、そうやってポイント、ポイントで交付金がされて、その実際の農業委員とか各委員に対する配分というのは、そのまま全員同じ額が配分されるんですか。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 それが今回、条例の規則で定めるんですけども、その中で、活動実績については、その活動に応じた形、日数に応じて支給される。成果実績のほうは、こちらは皆さんの人数で均等割という形になります。それを合算して支給するという形になります。これが年度末、3月まで集計して、その年度で支払うという形になります。
- 委員長（黒須俊隆委員長） その活動実績のほうは月6,000円、1日でも働くと6,000円交付されるんですね。1カ月6,000円で、だから1カ月6,000円なら、1日でも活動すれば6,000円で7万2,000円は交付されるわけですね、平均で。だけれども、その実際に活動した日数で割って各委員には配分すると、そういうことなの。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 そういうことです。
- 委員長（黒須俊隆委員長） ほぼ、去年の実績等でいうと、7万2,000円はというか、月1日くらいはみんな、ほぼ全員の委員が活動している状態なんですか。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 その活動を農業委員全体の仕事というよりは、最適化推進事業の活動に対して交付される形になりますので、そこで要は担い手に話しに行ったりとか、そういった細かい活動ですね。そういった積み重ねで1日以上活動していただくという形です。
- 加藤岡美佐子委員 それと、担い手に移管するということになると、正式に契約をしてくれたということですね。聞小作というのがあって、正式に契約する人と、両方あるんですよね。
- 佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 担い手にこぎつけて、契約を結べば、それは成果実績にもなりますし、あとは、そこの成果まで出なくても、そういったいろいろな農業に関する相談だとか、遊休農地は、この農地をどうしたらいいんだとか、そういった相談、そういった業務も含まれる形になります。一概に農地を貸し付けて、そこまで、契約まで行ったよという形だけの活動じゃなくて、いろんな農業に関する相談、そういっ

たものも最適化推進事業になりますので、そういったものも含まれる形です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちなみに、例えば昨年、私、電話で相談して、農業委員会に電話させていただいたことがあるんですけども、それは、市民から、例えば誰かその農地要らないから、誰か貸してくれないかという、そういう相談だったんですけども、その場合、農業委員会が受けた場合、どうするんですか。農業委員会でやっちゃうのか、それとも農地集積委員とか、そういう方に回してやることになるのか、どういうところなんですか。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 今年の黒須委員の例で言いますと、うちで受けたんですけども、それはやっぱり、うちじゃ把握し切れないんですよ。こういった形で、地元の推進委員にお願いしまして、地元でやってくれる人を近くで探していただいて、話をまとめてもらうという形です。今回のその件も、たしか担い手を見つけていただいて、地元の農業委員につくり手を見つけていただいて、ようやくつくり手が見つかったというような報告は受けております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 見つかったんですか。そうすると、一応、農業委員会、場所が決まっているから、それはそれで報酬が伴うものとはいえ、ある一定の基準によって、その仕事を回すという形になるわけですね。わかりました。

もう一度まとめると、そうすると、その活動実績は最終的には多少差が出るけれども、成果実績の分というのは全部プラスになると、全員平均的にプラスになると、報酬に。去年の実績だと、その四百何十万ですか、そのくらいになると。そうすると、それを何人で割って、幾ら実際に足されるという状況なんですか。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 こちらの表で見させていただきますと、先ほど言いました成果実績のここの評価点の7点のところですね。1人当たり成果実績のみで言いますと1万889円となります。一応、交付される交付金が418万1,000円、これを32で割りまして……

○委員長（黒須俊隆委員長） 1人分がもう書いてありますね。

○佐久間賢治農業振興課主査兼農業委員会農地班長 そうです、それを見ていただければ。

○委員長（黒須俊隆委員長） 13万円、結構な額なんですね、それなりにね。

（「それって平等なんですかね」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに、委員の皆様、質問は。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないですか。

それでは、農業委員会の皆様、ご苦労さまでございました。

続けて、引き続き予算の説明のほうをお願いします。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 それでは、引き続き平成31年度予算案について説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

最初に、平成31年度の歳入予算でございますが、総額は1,216万6,000円を予算計上しております。対前年度当初予算との比率では約138パーセントの増で、706万5,000円の増額予算となっております。

次に、歳出予算でございますが、平成31年度の歳出予算の総額は2,212万4,000円を計上しており、対前年度当初予算との比率では57.7パーセント増で809万3,000円の増額予算となっております。歳入歳出とも主な増額要因といたしましては、平成31年度より国費である農地利用最適化交付金を財源とした農業委員及び農地最適化推進委員に対し、活動実績及び成果実績に応じた能率報酬分を計上したことによります。

次に、平成31年度における農業委員会の取り組みについて申し上げます。

平成31年度より新体制による農業委員及び農地最適化推進委員の活動となります。新年度も農業委員、農地利用最適化推進委員とともに、遊休農地所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構とともに連携を図り、さらなる遊休農地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

また、農業耕作者の高齢化及び後継者不足が懸念される中、担い手への農地利用集積を図るため、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の制度等の周知に努めてまいります。

その他、農業委員会活動として、農地パトロールと農業者年金加入推進活動をそれぞれ一月ごとに実施し、農地転用案件の進捗状況の確認や農業者年金制度の啓発に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様から質問等ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○花澤房義委員 予算関係じゃないんだけど、考え、姿勢、農業委員会の皆さんは、本市の基幹産業って何だと思えますか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 局長。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 ご質問の答えなのですが、出荷額等々の金額上で言えば、農業ということでお話しさせていただいております。

○花澤房義委員 わかりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 出荷額で判断しているんですか。出荷額と比較する、例えばサラリーマンの報酬だとか、商業のあれとか、そういうのは何と比較して出荷額が多いと判断しているんですか。私の質問じゃなくて申しわけないですけども。

○花澤房義委員 いいよ、もう。農業委員会という姿勢だから。答えづらいよね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 市長が言っているからと、そう答えればいいですよ。

ほかに、委員の皆様、何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、農業委員会の事務局の皆さん、ご苦労さまでした。退席して結構でございます。

さっき質問しなかったんですけども、林業はちなみに何件ぐらいあるんですか。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 9名から14ということで聞いてはおりますが、今、正確なぴったりした数字は持っていないんですが。

○委員長（黒須俊隆委員長） 何ヘクタールぐらいあるんですか、その管理しなきゃいけないというようなものというのは、そういう。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 大網の面積としましては299ヘクタールの森林面積で数字は、お金を出している面積は299ヘクタール。

○委員長（黒須俊隆委員長） 実際、スギ花粉の問題なんかもあったりして、花粉のないこのスギに取りかえろだとか、いろいろやっているけれども、大網的には、この本市的には、例えば毎年何本スギを今後、例えば取りかえていく、伐採したり、あとは間伐材がどのくらい間伐しなきゃいけないというイメージが全然、私、浮かばないんですけども、どんなものなんですか。

○北山正憲農業振興課長兼農業委員会事務局長 ボリュームの、どのくらい間伐するかというのは、申しわけありませんが、ちょっと……

○委員長（黒須俊隆委員長） 今後、その9件がだんだん8件になり、7件になったりする中で、今回の基金とかが必要になってくるんだろうとは思うんだけども、そういうのは本市としてはどのくらい手当するのかなというイメージが湧かないんだけども、そのへん

の説明、今度してください。

○花澤房義委員 基幹産業、農業なんだから、林業じゃないんだからね。

終わったんでしょう。

○委員長（黒須俊隆委員長） 終わっています。ご苦労さまでした。

（農業委員会事務局 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、ただいま説明のございました新年度予算の概要について取りまとめを行いたいと思いますが。

○花澤房義委員 委員長、一任。ごめん、副委員長、委員長。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、わかりました。

それでは、以上で付託議案の審査及び農業委員会の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

休憩しますか、どうしますか。

（「トイレ」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、予定どおり20分から。

（午前11時14分）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、引き続き再開させていただきます。

（午前11時20分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、商工観光課を入室させてください。

（商工観光課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 商工観光課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いします。時間の関係もごございますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いします。

○板倉洋和商工観光課長 商工観光課でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

私、商工観光課長の板倉でございます。よろしくお願いいたします。

私の左手におりますのが、副課長の内山でございます。

○内山義仁商工観光課副課長 内山です。よろしくお願ひします。

○板倉洋和商工観光課長 その左手におりますのが、振興班長の谷川でございます。よろしくお願ひいたします。

○谷川充弘商工観光課主査兼振興班長 谷川です。よろしくお願ひします。

○板倉洋和商工観光課長 それでは、着座で失礼いたします。

それでは、商工観光課に係ります平成31年度予算案の概要につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、1ページの総括表でございますが、歳入歳出とも減額となっております。主だった理由といたしましては、住宅リフォーム助成事業が廃止になったことによるものでございます。

続いて、2ページ目の歳入でございます。一番上段の白里海岸市営駐車場使用料でございますが、本年度の実績を参考に予算計上いたしましたので、約77万円の増となっております。

続きまして、総括表でも申し上げましたとおり、住宅リフォーム助成事業に係ります社会資本整備総合交付金が450万円の減額となり、ゼロ円となっております。その他の項目につきましては、ほぼ同額でございます。合計4,869万1,000円を計上しており、対前年度予算との比較ではマイナス7.1パーセント、371万8,000円の減額予算となっております。

次に、歳出でございますが、合計歳出予算額は、人件費を除きまして、1億712万円を予算計上しております。対前年度当初予算との比率ではマイナス10.4パーセント、金額ベースで1,239万1,000円の減額予算となっております。

事業別に比較いたしますと、中小企業資金融資事業におきまして、利用者の増加に伴いまして、金融機関の貸付実績が増加している状況を踏まえまして、利子補給額を増額したところでございます。

その他は全ての事業におきまして、財政事情を踏まえ減額となっております。

それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。

資料の6ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

先ほどご説明させていただきましたが、中小企業資金融資事業におきまして、当該制度の利用者が大幅に増加したことから、利子補給枠を増額したところでございます。

続きまして7ページ目をお開きいただきたいと思ひます。

こちらは商工観光団体への補助金となります。駅前に開店いたしましたマリンの土産店に

係る空き店舗活用事業補助金が新たに計上されております。その他の補助金につきましては、一律2パーセントの減額となっております。

続きまして、10ページ目をお開きいただきたいと思ひます。

こちらは市観光協会や、なつまつり実行委員会等への補助金となります。こちらにつきましても、ちばプロモーション協議会の負担金以外は減額となっております。平成31年度の夏祭りにつきましては、昨年末に開催いたしましたなつまつり実行委員会役員会におきまして、これまで行ってきた従来のやり方ではなく、花火を主体としたイベントに変更することとなりましたので、この場をおかりしまして、ご報告させていただきます。

次に、11ページ目をごらんいただきたいと思ひます。観光等プロモーション推進事業でございます。

13節の委託の内容でございますが、資料には細かく明記しておりませんが、ベイエフエムが行いますサマーキャンペーンと観光宣伝ポスター及びパンフレット作成業務となります。

最後に、12ページ目をごらんいただきたいと思ひます。観光安全対策費でございます。

海水浴場や海岸駐車場の維持管理及び来遊客の安心・安全を守るべき監視業務委託料をはじめとした海水浴場運営に係る所要額を計上いたしました。

簡単ではございますが、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様から質問等あればお願ひします。

はい、どうぞ。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 11ページの魅力発信プロモーション推進業務委託料がどんどん減り続けていますけれども、これは実際、どんなものを行っていくのかなということと、それから、メディアを通じたPR活動と書いてありますけれどもね、白里海岸の。今まで白里海岸の海水浴客数とかを見ますと、減少傾向になかなか歯どめがかからない。そういう中において、海水浴客数を増やしているところも現実あるわけなんですね。それを考えると、この金額はどんどん減り続けていくというのは、やっぱり観光資源、最大の観光資源である白里海岸がどんどん厳しくなるのかなというのもあるんだけど、それとは別に、質問の内容というのは、どんな、要するに実績が伴ってあまりいないんじゃないかなという、どういったことを行っていくのか教えていただければと思ひます。

○板倉洋和商工観光課長 観光プロモーション事業でございますが、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、ベイエフエムが行いますサマーキャンペーン、そちらでラジオ放送を約

40本程度流すのと、県内各地で大網白里市の海水浴場の宣伝を、ほかの参画業者と合同でお客様に周知していただくというような活動をしております。

あと、海水浴場というか、市を盛り上げる、市を宣伝するための観光ポスター、これを作成いたしまして、掲示をする。あと、パンフレットを作成して、例えば、現在、海ほたるにあります千葉県の観光案内ブースとかに置いたりとかして、大網白里というのを知っていただくと、海水浴場を知っていただくような事業を行っていくという形になっております。

○委員長（黒須俊隆委員長） よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ、花澤委員。

○花澤房義委員 12ページの、いつも言っているんだけど、警備本部の借り上げ料が何で毎年毎年増えているの。石渡委員が言っているように、海水浴客が頭打ちか減少傾向なのは何で、警備本部って、警備本部といたって、あの中央にあるプレハブというんだっけ、いつも言っているけれども、民間の感覚からいったら、あの建物で300万円以上の予算計上するという感覚が全くわからない。ちなみに、今まで私も50坪のプレハブを2カ月以上レンタルして、それでも百二、三十万。警備本部は砂地も含めて何坪。

○内山義仁商工観光課副課長 5.5間の4間で497.16平米です。

○花澤房義委員 金額、おかしいね。50坪で百二、三十万で……

○委員長（黒須俊隆委員長） 何坪、400平米で。

○内山義仁商工観光課副課長 ごめんなさい、訂正します。建築面積77.48平米でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 77.……

○内山義仁商工観光課副課長 48平米です。

○花澤房義委員 坪数で言っているのに。

○委員長（黒須俊隆委員長） 23.5坪。

○花澤房義委員 簡単な、半分は砂地ですよ、何かの備品の倉庫になって、実際ライフガードは入っているのは、その十何坪。対して、海の家50坪は全部板張りで、いつも言っているよね。300万円の根拠は。

○内山義仁商工観光課副課長 正式に根拠というわけではございませんが、平成29年度の決算額につきましては、資料に明示してございますとおり、239万7,600円でございます。また、平成30年度におきましても、結果として同じ業者が落札したわけですがけれども、同額の239

万7,600円の決算額となる予定でございます。

業者選定にありましては、入札参加願いの届けによるリースに分類いたします業者内による一般競争入札で決定しているわけですが、金額が高いのではないかとということもございますが、海水浴の安全を確保する詰所といたしましては、風水害等にも耐えられるような強固な仕様をしているとともに、使い勝手においても細かい仕様をしていることから、金額が若干高いのかなということもございます。

私どもにおいても、予算要求するに当たりまして、複数社から見積もりを徴収しております。適当な金額を予算措置したものと心得ておりますけれども、また、前年より予算が増額している理由、こちらにつきましては、昨年度、台風等による風水被害が多く発生いたしまして、各地でプレハブ倉庫等の被害が多発したこともありまして、リース業者がやむなく値段を上げているという情報も聞いております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） リース業者というのは、入札参加資格というのは、例えば本市の海の家への参入業者とかも参加資格あるの。

○内山義仁商工観光課副課長 海の家で、実際のプレハブ、結果なかったですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 参加すればいいのに、入札に。

○花澤房義委員 議員じゃなければ参加しているよ。税金が俺のところに来たらまずいから。

○委員長（黒須俊隆委員長） 確かに30坪で百幾ら。

○花澤房義委員 50坪。

○委員長（黒須俊隆委員長） 50坪で。

○花澤房義委員 百二、三十万。

○委員長（黒須俊隆委員長） 百二、三十万。

○花澤房義委員 値切れればね、もっと低い。

○委員長（黒須俊隆委員長） いいこと聞いた。これは監査の対象だな。

委員の皆様、ほかに質問等ございますか。

○山田繁子委員 中小企業の融資事業に関してですけれども、貸し付け実績はどのぐらいあったんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○谷川充広商工観光課主査兼振興班長 平成31年の2月末現在で3億1,569万4,772円の実績でございます。

- 山田繁子委員 何件くらい。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 件数といたしましては、73件です。
- 山田繁子委員 実際にこの人たちは途中で融資を受けたものの、そのまま全部やらないところはいいですね、途中でやめちゃったとか、融資を受けて。
- 委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 融資を受けて、中には数件なんですけど、途中で一括返済を行っている企業の方もいます。
- 山田繁子委員 わかりました。いただいていないところは、一括返済でなくて、そのまま払えないでやめちゃったということはないんですね。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 払えないでやめてしまったということは、返済が滞って。
- 山田繁子委員 そうそう、滞って、そのままもう。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 本年度中に代表の方がお亡くなりになって、1件のみなんですけれども、返済することができなくなったケースが1件のみでございます。
- 山田繁子委員 その場合、どのような、今後は。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 返済できなくなった場合におきましては、信用保証協会という組織が中に入っておりますので、そちらのほうで金融機関に代位弁済をするという形になるんですけれども、市のほうも、その信用保証協会との契約の締結の中で、若干、市のほうも補填をする形になります。
- 山田繁子委員 それはまだ、補填の金額だとか何かは、それはまだ見えていないんですね、これから。いつ頃亡くなったんだとか。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 ごく最近のケースなんですけれども、金額としてはうちが返済するのは1万数千円という形で、今回、少ない金額でした。
- 山田繁子委員 わかりました。いいです。
- 委員長（黒須俊隆委員長） 関連なんですけれども、実際のその貸付金というか、その総額というのは幾らで、1件当たり幾らくらいで、あと、具体的な内容としてはどういうことなんですかね。その傾向として、どんなものに貸し付けされているのか。
- 谷川充広商工観光課主査兼振興班長 1件当たりの金額なんですけれども、この貸し付け、2つの項目というか、用途に分かれていまして、運転資金、設備資金、この2つに分かれております。運転資金の限度額が1,000万円、設備資金が3,000万円になっておりまして、

中にはマックスで借りている方もいらっしゃいますし、100万円という少ない金額で借りている方もいらっしゃいまして、貸し付け金額については、それぞれ、おのおのですが、ちょっと平均というのは、今、数字はございません。どのぐらいが平均なのかなというのは、ちょっと数値的に持っておりません。

あと、運転資金の中で、例えばどういったものに使用しているのというのが、ほとんどの運転資金が事業の支払いであったり、そういった使途がほとんどのようです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 運転が何件で設備が何件ですか。

○谷川充広商工観光課主査兼振興班長 内訳といたしましては、運転が64件、設備資金が9件になっております。

○委員長（黒須俊隆委員長） この間、増えているから増額なわけだけれども、じゃ、基本的には運転資金が増えているということで考えていいんですか。

○谷川充広商工観光課主査兼振興班長 そうですね、運転資金のほうが増えております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 特に景気がよくなって、どんどん設備投資が進んでいるとか、そういう傾向はないわけですか。

○谷川充広商工観光課主査兼振興班長 感じ的にはないですね。ちなみに今年度におきましては、設備資金のほうは1件のみの申請でした。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに委員の皆様、よろしいですか。

私から1つ、その隣の7ページの空き店舗活用事業補助金70万6,000円なんですけれども、家賃だとか、具体的にその空き店舗の補助金の使われ方というのはどんなふうになっているんですかね。

○板倉洋和商工観光課長 30年度の例で申し上げますと、この補助金につきましては、県との協調補助という形になりまして、県が5分の2、市が5分の2、事業者が5分の1を負担するという形になってございます。今年度の家賃の補助の内容につきましては、家賃の補助が主たるものとなります。家賃と、あと広告宣伝費、これが主な使い方となっております。当初は設備投資という形の考えはしたんですけれども、補助金で設備投資をすると、15年間そのものをさわれなくなりますので、今回は家賃のほうに充当しようという形で活用いたしました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 家賃とか設備投資にしる、人件費にしる、別に、お金にナンバーが振ってあるわけじゃないし、どこを使うかと、それだけの話だと思うので、実際の主な事業というか、全体事業というのは大体幾らくらいなんですか。家賃が幾らくらいで、

人件費が幾らくらいで。

○内山義仁商工観光課副課長 31年度に係る補助金の内訳といたしまして、回答させていただきます。家賃が12万円でございます。それに共益費1万5,000円、それを合わせた額を掛ける12カ月、それから、さらに消費税を乗じまして176万5,800円という総事業費でございます。先ほど申し上げた補助率、本市でいうと5分の2を乗じた額で70万6,320円ということから、予算額として70万6,000円を計上してございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。その人件費とか、そういうものは一切補助金の中には関係ないわけですね。もう、その家賃だけで5分の2で、その分しか出ていないという、そういうことなんですね。

○内山義仁商工観光課副課長 31年度予算においてはそうですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

ほかによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、商工観光課の皆さん、ご苦労さまでございました。

（商工観光課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、商工観光課の新年度予算についての内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

○花澤房義委員 副委員長、委員長にお任せなんですけれども、さっき言ったようなレンタル、業者の見直しとか、逆に変な話、売っているじゃないですか、コンテナじゃなくて、よく、あれだって変な話、100万、200万出せば頑丈なやつ買えますよ。毎年300万、100万、200万投資したら10年ぐらい使いますから。

砂地の上に、変な話、ブロックとか敷いて、つかえとかやれば、俺が言っているイメージわかりますか。

（「わかります」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 事務所のところはもう使ったりするじゃないですか、頑丈な。別に商工観光課で購入しても、全然安上がりですよ。これ、俺はずっと言っているんですよ。民間、俺たちは50坪で100万なのに、おまえら、あれだけ簡易、簡単な建物で200、300って、ずっと答弁一緒、業者がない。だったら、自分たちで工夫して購入も考えろという話で。

（「購入のほうが安いものね」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 うん。

(「購入のほう早いよね」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 あと管理なんかは、あいているところありますから。

(「ありますよね、あそこに運べばいいものね」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 ええ。

(「本当に基礎だけね、石だけ置いてあるからね」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 基礎なんかレンタルだって、大した基礎なんかやっていないんですよ、その。

○山田繁子委員 嵐のときも楽じゃないですか、あれ飛ばされることないからね、台風だとか何かのときに。

○花澤房義委員 毎年こうですよ。もっと言わせれば、ライフガードもチェックしているというけれども、人件費の2カ月の人件費のチェックなんかしていない。今回、少し営業日数が少なくなっていますから、去年までは7月1日オープンだったけれども、今年から第1日曜日に海開きと。7月1日に、平日に海開きやったって、全然盛り上がらないんですよ。子どもたちも来ないし、参加できないし。7月1日に営業しても、平日なんかは海水客来ませんので、ライフガードも契約も見直さないと。逆に例えば2,000万円という金額を出して、それに合う業者を呼びかけるとか、だって、ライフガードだって車の購入、新車の購入とか、ジェットスキーの購入とか、新しいのを見たことないですよ。そういう代金も入っていて、いつも2,000万円だ、2,500万円だと。ほぼ人件費ですよ。人件費、かといって高校生とか大学生のバイトがほぼ。日給聞くと8,000円とか1万。

免許を持っているのは外国人の何人か、あと経営者とか。でも、それが常時、常にいるわけじゃないし、ほぼアルバイトで運営しているのに、全部ひっくるめて幾らと必ず。でも実際は、車の購入とか備品の購入とか、新しい備品とか用具って見ていない。これはもう何年か前から、ちょこちょこ皆さんには伝えたと思うんですけども、これだけ財政が厳しい、厳しいと言っていて、その警備本部の、みんな予算を、まつりも予算を削っているのに、そのへんは副委員長、委員長、よろしくをお願いします。

○委員長(黒須俊隆委員長) よろしくと言われても、何をよろしくなのか、予算否決しろということですか。

○花澤房義委員 違う、もっと見直しに。

○委員長(黒須俊隆委員長) せっかく観光協会長がいるんですけども、夏祭りの、大幅に衣がえするような話があったけれども、もしよかったら、せっかくの場ですから。

○花澤房義委員 予算もどんどん減っていますし、いろんな事業やってきたんですけども、事業とか行事を増やせば増やすほど経費もかかるし、市の職員の負担もすごく大きいんですよ。ほぼボランティアで何人、局長。ボランティアで100人じゃ、きかないよね。

(「ざっくり100人ぐらいですかね」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 もっといっている。そういう職員の負担軽減。で、何だかんだと一番集客するのは花火なんですよ。だから、美佐子さんがいる前で大変申しわけないんですけども、ぼさまとかって一部の人間しか踊れないし、そういう、例えですから、悪く思わないでください。

(「最初始めるときは、踊りが一番経費がかからないだろうと」と呼ぶ者あり)

○花澤房義委員 そういう予算があれば、花火のほうに向けましょう。去年、ものの見事、中止になりました、台風で。時期をずらして花火だけ打ち上げると。集客をちょっと心配したんですけども、でも、7,000人、8,000人、あれだけ告知していなくても7,000人、8,000人の集客はあったので、いろんな面で、警備とかも、午後1時、2時から会場の設営。会場の設備なんかだって前日からやったりしているんで、いろんなことで、司会のレンタル料とか、器具のレンタル料とか、結構ばかにならないんですよ。そういうのを少し削減して、みんなが喜んでくれる花火に集中しよう、そういう。

○副委員長(石渡登志男副委員長) この間の区長会で終わった後に、同じような、区長から意見が出ていましたよ。負担が大き過ぎると。もっと違うような形でやるべきじゃないのかという話は、花火はいいんじゃないですかね。

○花澤房義委員 そもそも堀内町政の公約で、白里の活性化ということで祭り始まって、市を挙げていろんな団体が、代表が、なつまつり実行委員会となっているから、そういう一般の皆さんが全然関係ないのに呼び出されたり、協力をさせられたりしていますんで、簡素化。

○加藤岡美佐子委員 地曳き網もなくなっちゃったんだよね。

○花澤房義委員 今は花火がだんだん評判がよくなっているんですよ。その部分って、寄附の金額も少しずつ増えているんですよ。だから市役所の皆さんには必ず伝えてくれと言ったのは、副市長、特に市長のトップセールス、市内だけじゃなくて市外からも、うちの市に関連ある企業とか回って、少しでもいいから寄附をお願いしてくれと。寄附が多く集まれば、それだけきれいな、喜んでもらえる花火が上がりますよ。

それ、観光協会長の俺が言ったって、でも、市の顔である市長が言ったら、変な話、建設業界、主だった会社、1万円のところをひよっとしたら5万円寄附、そうしたら全然違いますよ、寄附金額。

○副委員長（石渡登志男副委員長） これはもともと花火前やっていたでしょう、もともとはね、浜まつりみたくなかったですよ。

○花澤房義委員 あれは堀内町長の発案。いろんな町内の団体を集めて、町内の祭りとしてやっていこうという。当初は。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 花火でやっていったほうがいいね。花火のほうがいいと思う。

○委員長（黒須俊隆委員長） 純粹に花火だけの費用というのが幾らかかるんですか。

○花澤房義委員 500万、600万。

○委員長（黒須俊隆委員長） もう花火代みたいなものなんだ、今回の計上されているのは。

○花澤房義委員 違う、だから、本来の花火の予算って三、四百万、あとはだから200万とか寄附。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 寄附は集まっていたんだ。

（「集めていたんですよ。」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 だから、皆さんもぜひ寄附を。俺たちが寄附、俺だったら1,000万円ぐらい寄附しちゃうけれども、それは禁じられていますから。

○委員長（黒須俊隆委員長） 寄附しても名前出せないからね。匿名で寄附すればいいんだ。

○加藤岡美佐子委員 寄附は振り込みになっちゃってから減っちゃったよね。

○花澤房義委員 だから、だめなんですよ、振り込みは。直接行ってお願いしないと、寄附って集まらないんですよ。

○加藤岡美佐子委員 役員が五、六人でぞろっと行くと、出さざるを得なくなる。

○花澤房義委員 ぜひ産業建設委員の皆さん、目標を100万と思って、20万ぐらいの寄附を。自腹じゃないですよ、寄附ですよ。

○委員長（黒須俊隆委員長） ありがとうございます。

それでは、以上で商工観光課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

以上で午前の予定を終了し、休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

（午前11時59分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○委員長（黒須俊隆委員長） ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

◎議案第67号 訴訟上の和解について

○委員長（黒須俊隆委員長） ガス事業課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第67号 訴訟上の和解についての審査を行いますので、説明をお願いします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案67号について説明をお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、職員の紹介をさせていただきます。

副課長で工務班長の石井です。

○石井 勇ガス事業課副課長兼工務班長 石井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 保安班長の犬野です。

○犬野文昭ガス事業課主査兼保安班長 犬野です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 業務班長の花澤です。

○花澤勇司ガス事業課主査兼業務班長 花澤です。よろしくお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 課長の鎌田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第67号、説明資料にて説明させていただきます。

資料をごらんください。

本議案は、訴訟上の和解でございます。

最初に、趣旨ですが、平成29年1月6日、午後0時40分頃、大網白里市経田137番地1地先において、主要地方道山田台大網白里線を白里方面から国道128号線に向かって走行中の本市職員が運転する公用車が、経田交差点を右折するため、導流帯に進入したところ、相手方の乗用車と接触し、損害が生じたとして、国家賠償法に基づき、金255万2,674円及び

これに対する損害の発生時から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める訴えの提起があったところでございます。

本訴訟につきましては、このたび、平成31年2月20日付で千葉地方裁判所八日市場支部から和解の提案があったことから、和解しようとするものでございます。

この事件名は、交通事故による国家賠償請求事件となります。この訴訟の原告は、大網白里市永田1653番地21、松吉圭子氏で、被告は大網白里市であります。

この和解案の損害賠償額は170万5,790円であります。損害賠償額の計算は、オ、損害賠償額の計算に示すとおりとなっております。

次ページに移りまして、提示された和解条件ですが、1、過失割合は市が65パーセント、相手方35パーセントとする。市は、相手方に対し、本件事故による損害金249万979円の65パーセントに相当する額に遅延損害金を加えた170万5,790円から既払い額75万5,790円を控除した95万円の支払い義務があることを認める。市と相手方は、本件に関しては上記の事項を除いては、相互に何ら債権債務がないとなっております。

裁判の経過は、7、経過に記載のとおりでありまして、事故の後に双方の保険会社で協議を行いました。話がまとまらず、その結果、原告から訴状が提出され、平成30年4月23日に訴状並びに第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書催告状が本市に届き、裁判になったものであります。

その後、5回の口頭弁論を経て、去る平成31年2月20日に証人尋問を終えたところ、裁判所から和解案が提示されたものであります。

最後に、この和解案に応じようとする理由ですが、第6回口頭弁論の後に、これまでの双方の法廷供述や実況見分書、車両損傷状況などを踏まえると、この事故は通常のゼブラゾーン内の接触事故の域を大きく出るものではないとの裁判長の心証が当方弁護士を通じて伝えられるとともに、同日、本市の過失割合は65、原告側は過失割合を35とするとの和解案が裁判所から提出されたものであります。

これを受けまして、本市は、これまでの裁判で事実のみを主張してきたところであり、その結果として今回、本和解案が提示されたことと、今後、本市主張を裏づける新たな論拠を展開する余地は極めて少なく、これ以上裁判を継続しても、和解案以上の結果は望めないと考えられたことから、本和解案を受諾するものと判断したものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、質問等ございましたらお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) よろしいですか。

それでは、引き続き新年度予算についての説明をお願いいたします。

○鎌田直彦ガス事業課長 それでは、最初に、ガス事業課の概要を口頭で説明させていただきます。

ガス事業課は、主に経理を担当している業務班と工事を担当している工務班、供給施設の維持管理を担当している保安班の3班で運営しております。

ガスメーター取り付け件数は、この1月末で1万2,655戸であり、これは前年同月比90戸の増加となっております。ガス供給施設につきましては、本支管延長約35万2,000メートル、ガスホルダー3基、整圧器20基を保有し、市営ガスの供給を行っております。

それでは、予算説明に入ります。

説明は、事前に配付いたしております平成31年度当初予算予算特別委員会説明資料によりさせていただきます。

平成31年度も、持続可能な経営を図るべく、例年に引き続き、安定供給と保安の確保、経済性の発揮の3つを柱として予算を作成しました。

それでは、説明資料右上記載1ページ、平成31年度当初予算説明資料総括表の予算編成の基本的見解をごらんください。

来年度末の需要家件数の伸びは100件を見込んでおります。需要家数につきましては、平成28年度は158件、平成29年度は200件と増加してきましたが、これを押し上げてきたアパート建築の申し込み数は、本年度は現時点で2件にとどまっていることから、需要家増加数は平年並みの値としております。ガス販売量につきましては、ガス事業課で測定した過去10年間の平均気温15.52℃に、直近で一番近い平成29年度のガス販売量と同じ760万立米を見込んでおります。また、経年導管の入れかえにつきましては、計画に基づき実施しております。来年度は1,585メートルを予定しております。

次に、来年度予算の具体的な内容を説明いたします。説明資料2ページをごらんください。

ここには、ガス事業における収入が記載されております。ガス事業会計の収入には2つの種類があります。1つは収益的収入でありまして、企業の経常的経営活動に伴って発生する収入であるガス料金収入などが計上されます。もう一つは資本的収入であり、建設工事などに関連する企業債や工事負担金などの収入が計上されます。

それでは、最初に、表上段記載の収益的収入からご説明いたします。

来年度予算の収益的収入は、太枠で囲まれたH31当初の合計欄に記載のとおり7億7,869万9,000円を計上しました。この中で一番大きなものは、ガス売り上げの6億7,066万9,000円であり、収益的収入の約86パーセントを占めております。ほかには、受注工事収益は5,659万5,000円、有価証券利息が310万円、長期前受金戻入が4,738万5,000円などとなっております。

受注工事収益は、お客様の宅内における申し込み工事に係る収益でありまして、有価証券利息は、平成25年度より運用を開始した20年物国債、20年物政府保証債による利息収入であります。また、長期前受金戻入は、費用として計上されている減価償却費用のうち、固定資産取得の際に受領した補助金や負担金の見合い分と同額が計上される項目であります。なお、ガス販売量が平成30年度当初予算と同じなのに売上額が増加しているのは、平成31年10月から適用予定の消費税増税の影響のためでございます。

続きまして、下段の表に記載の資本的収入ですが、太枠で囲まれたH31当初の合計欄に記載のとおり8,227万4,000円を計上しました。

資本的収入の内訳は、企業債が5,300万円、工事負担金が2,927万円となっております。

ガス事業会計では、平成15年度以降、起債による借入れは行わずに運用してきましたが、設備投資の資金源である損益勘定留保資金の残高が急激に減少し、今年度末には枯渇する見込みであることから、経年管対策事業の補填財源として企業債を起こすこととしました。

また、工事負担金は、駅東区画整理関連のガス工事負担金や大規模店舗建築に伴う中圧導管移設工事の移設補償費や、その他申し込み工事に係る工事負担金が計上されております。

その他の項目については、1,000円の存目計上となっております。

3ページから6ページにかけては支出が記載されております。

支出についても、ガス事業費用と資本的支出の2種類があります。

ガス事業費用は、3ページから4ページにかけて記載されておりまして、これは企業の経常的経営活動に伴って発生する支出である原料ガスの購入費用や修繕費などの費用が計上されております。

もう一つの資本的支出は、5ページから6ページにかけて記載されており、ここには、建設改良工事などに要する費用が計上されております。

それでは、3ページをごらんください。

平成31年度予算のガス事業費用は、太枠で囲まれたH31当初合計欄に記載のとおり7億6,624万2,000円を計上しました。その主な内訳は、第1項のガス売上原価が3億5,127万

2,000円、第2項の供給販売費及び一般管理費が3億4,883万8,000円などとなっております。

同じページの下のほうには、ガス事業費用の財源内訳が記載されております。その内容は、先ほど説明しましたガス事業収益と全く同じですので、説明を省略させていただきます。

次の4ページには、ガス事業費用のうちの受注工事費用の内訳が記載されております。

受注工事総件数は、平成27年度までは減少傾向にありましたが、平成28年度からやや増加し始め、今年度も昨年度ほどではありませんが、増加傾向にあります。このことから、来年度予算においては一般建物の新增設工事の件数は若干の増加、全体でもやや増加としております。

ただし、工事金額につきましては、アパート建築などの比較的大きな建築物に係る工事が今まで増加傾向にあったため、1件当たり工事費を押し上げている状況にあります。

ただし、このアパート建築に関しましては、ここに来て若干頭打ち傾向が感じられますが、予算不足の警戒から直近状況を踏まえて13件を見込み、また、消費税増税の影響もあり、受注工事費用は前年度当初予算に対し666万6,000円、9.2パーセントの増加としております。

次に、5ページをごらんください。

ここには、資本的支出の予算とその財源が記載されております。

資本的支出は、太枠で囲まれたH31当初合計欄に記載のとおり、2億1,806万円を計上しました。資本的支出のうち、供給施設の更新工事などの予算である第1項建設改良費は1億9,401万3,000円であり、さらにその中でも最も大きな割合を占めるものが第5目導管工事であり、1億6,676万2,000円を計上しております。

これら設備投資の財源調達は、表下段の財源内訳に記載しております。

財源には大きく3つあり、1つ目が第1項企業債であり、先ほど資本的収入で説明のとおり、5,300万円を計上しております。2つ目が第5項工事負担金であり、2,927万1,000円を計上しました。3つ目は内部留保資金による補填財源であり、表の補填欄にその内訳を記載しておりますが、過年度分損益勘定留保資金による補填が2,603万8,000円、当年度分損益勘定留保資金による補填が8,096万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額による補填が1,378万4,000円、そして建設改良積立金取り崩しによる補填が1,500万円としております。

導管工事予定箇所につきましては、説明資料の6ページと、さらにその後に添付した工事箇所位置図に記載しております。導管の計画工事につきましては、経年管対策工事の10本、他工事に伴う工事が4本、合計14本を計上しました。

なお、来年度予算では、導管工事において道路改良工事との同時施工1本、ほかに道路改良工事と、同時にさらに新工法のパイプスプリッター工法を併用する工事を1本予定し、予算ベースで約460万円のコスト削減を見込んでおります。

最後に、ガス事業の概況を簡単に説明させていただきます。

8ページの平成31年度大網白里市ガス事業会計予算の概要の右上のグラフ、ガス売り上げ及び販売量の推移をごらんください。

ここに示すとおり、ガス販売量は平成27年度、28年度が暖冬の影響などで大きく落ち込み、平成29年度はやや持ち直しましたが、今年度見込みは再び大幅な気温上昇の影響により、販売量は大きく減少する見込みであります。

本市のガス販売量の86パーセントが一般家庭用であることから、販売量は気温に大きく左右されますが、そのほかにも、高効率機器の普及や世帯当たり人員数の減少による需要家1戸当たりのガス使用量の減少が販売量に大きな影響を及ぼしていると推定され、経営上の大きなリスクであると考えています。

次に、ページ左下の表に記載の収益的収支の31年度当初予算額（A）の当年度純損益をごらんください。

予算という未確定要素の多い段階ではありますが、来年度予算における収支差し引きは全域でプラス234万6,000円と、辛うじて赤字を出すことなく経営を持続することとしました。ここ数年来の販売量の伸び悩みを踏まえると、来年度の収益の大幅な増加は期待できませんが、今後も経年施設の維持、更新などの事業は継続する必要性があり、保安確保のための検査や調査などに係る費用も継続的に発生します。

このような厳しい経営状況から、来年度も経営の悪化が見込まれると判断した場合は、たとえ年度途中であっても、事業計画を緊急性と有効性をもって絞り込んだり、また、投資財政計画と実情との乖離には十分注意し、適宜ローリングを実施することで、持続的経営を確保していきたいと考えます。

最後になりますが、ガス事業課の職員は、通常業務のほか、365日24時間体制で、ガス漏れや出不良などの通報に対応しており、さらに職員自ら工事や応急措置を行うことも多く、その業務には緊張と危険を伴います。工事やガス料金の徴収などにおいてもトラブルに発展することもあり、ストレスも多いことから、職員の安全や衛生については、十分注意していきたいと考えております。

以上が概要説明となります。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様から質問等ございましたらお願いします。
どうぞ。

○花澤房義委員 今、世間を騒がせているレオパレスのそういうアパートの経営、例えばレオパレスが潰れた場合、何かしらの影響というのは出るんですか。

○鎌田直彦ガス事業課長 ガスの経営に関しては、レオパレスが潰れたからといって、影響は出ません。さらに、レオパレス以外のアパート建築は、もう全体的に減少傾向にありますので、たとえ実際に潰れたとしても、本市ガス事業には影響はありません。
以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 経年管工事等の進捗、その当面の計画の進捗率とか、そういう概要みたいなのもお願いします。

○鎌田直彦ガス事業課長 経年管対策工事につきましては、年間1,581メートルを計画して、平成40年度までで当初計画を完了することとなっております。

年によりましては、やや計画に達しないこともありますけれども、おおむね計画どおりに進んでおります。現在のところ、ちょっと概略数で申しわけございませんが、経年管全体が60キロ、そのうち、計画的に平成40年度まで完了する予定のものが20キロ、残りが40キロ、その20キロを平成40年度まで終えた後、さらにリスクマネジメント等で対策を進めていく予定となっております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 委員の皆様、ほかにございませんか。

私からちょっと議案に戻って申しわけないんですけども、1つ質問させていただきたいんですが、和解に関しては、これ以上だめだということは、おそらく顧問弁護士のほうとの相談でもそうだったんだと思うんですけども、その前の段階の損害金額の算定に関しては、私の聞くところには、大した事故じゃなかったという割に、えらく治療費から、治療費は実際に治療した分の請求だからしょうがないとは思うんですけども、過剰な治療だったかどうかはこっちはわからないわけで、しょうがないとは思うんですけども、一応、なぜ、これだけ人的被害が多くなったのかというのをちょっと状況を説明してもらいたいのと、あと、休業損害とか慰謝料が大変大きいということで、このへんも争点にはならなかったのかどうか、そのあたりを踏まえてちょっと説明いただけますか。

○鎌田直彦ガス事業課長 まず、治療費は比較的高いなど感じられるところですけども、被害者の方が腰、首、さらにはその後、時間が経過するごとに、足のしびれまでが出てきた

と。それで、頻繁にもう病院に通っている状態が続きまして、結局、治療費がこれだけかかったと、そのような話になっております。

それで、これに関しまして、あと、休業損害、慰謝料に関しましては、私どもも聞いても、これは完全にもう法律的な専門的な事項でありまして、あと、交通事故の判例等、ちょっと私どもでは推しはかることができないことだったので、特に、弁護士との相談する中では、事故についての事実ですね、それを述べるにとどまっております、それが本当の実情でございます。

その金額について疑義を申し入れる専門的知見がございませんでしたので、特にこの金額については、大きな、弁護士との大きな争点にはなっていない、それが実情でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。ということは、休業損害とか慰謝料に関しては、ほかの判例等の一般的な、その内容で今回やっていると考えればいいということですかね。

○鎌田直彦ガス事業課長 そのへんに関しては、詳しく話したわけではございませんが、弁護士に聞きますと、この程度かかる場合もあるということです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 具体的には、この75万円プラス、この80万円ぐらいは実費でかかっているわけですよ。それで、その80万円の60、その80万円は実際にかかっているわけだから、そこを差し引いた分が、被害者というか原告の側には残るという、そういう考え方でいいわけですよ。

○鎌田直彦ガス事業課長 そのとおりだと判断しております。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、ガス事業課の皆さん、ご苦労さまでございます。

（ガス事業課 退室）

○花澤房義委員 保険適用になるから、プラスになるの。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうか、保険で全部払われるのか。

○花澤房義委員 逆に、個人で通院とか、保険入っていれば、逆に。しめしめってことじゃないの、これは。

○委員長（黒須俊隆委員長） しょうがないよね、これは。

それでは、ガス事業課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、

ご意見等ございませんか。

○花澤房義委員 副委員長、委員長に一任。

○委員長（黒須俊隆委員長） では、そのようにさせていただきたいと思います。

以上で付託議案の審査及びガス事業課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

続けてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、都市整備課を入室させてください。

（都市整備課 入室）

◎議案第26号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

◎議案第44号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

○委員長（黒須俊隆委員長） 都市整備課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託されました議案第26号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第44号 市の区域内の字の区域及び名称の変更についての審査を行いますので、説明をお願いします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお願いします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案26号及び44号についてお願いします。

○米倉正美都市整備課長 それでは、都市整備課でございます。

はじめに、出席職員の紹介をさせていただきます。

委員の皆様から向かいまして一番左端が都市計画班長の今井主査です。

○今井孝行都市整備課主査兼都市計画班長 今井です。よろしくをお願いします。

○米倉正美都市整備課長 その右側が住宅班長を兼務しております宇津木副課長です。

○宇津木正明都市整備課副課長兼住宅班長 宇津木です。よろしくをお願いします。

○米倉正美都市整備課長 私の右側が市街地整備室の渡邊室長です。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 渡邊です。よろしくお願いたします。

○米倉正美都市整備課長 その右側が街路公園班長の宮崎主査です。

○宮崎 崇都市計画課主査兼街路公園班長 宮崎です。よろしくお願いします。

○米倉正美都市整備課長 最後に、私が課長の米倉でございます。

以上5名で出席をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第26号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。

はじめに、改正の趣旨でございます。津波発生時の緊急一時的な避難施設として安全対策課で整備を進めている四天木区域の防災第2号公園が本年3月末に完成の見込みでありますことから、都市公園に位置づけて、維持管理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございます。大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例第2条第2項で、都市公園の名称と位置を掲げております別表第1に、防災第2号公園を追加するものでございます。

次に、施行日は、本年4月1日としてございます。

次に、新旧対照表でございます。1枚お開きください。左が改正後、右が改正前の表でございます。この別表第1に赤字で記載しております防災第2号公園を追加するものでございます。

最後に、防災第2号公園の位置について説明させていただきます。

1枚お開きください。赤色で示します場所が防災第2号公園でございます。おおむねの位置といたしましては、産業道路の西側約500メートル、郡界道路の北側から約200メートル、堀川の南側約400メートルに位置しているところでございます。

また1枚お開きください。先ほどの拡大図でございます。図面下側の道路が郡界道路となっております。

1枚お開きをお願いいたします。公園の平面図でございます。この築山の上に防災用のあずまややベンチなどが整備されてございます。当公園につきましては、平成29年第4回定例会の本委員会におきましてご説明させていただきましたとおり、平常時は地域の公園として市民の皆様にご利用いただくため、今回の工事完成に伴いまして、都市公園の設置管理条例に加えさせていただくものでございます。

慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 続けてお願いします。

○米倉正美都市整備課長 それでは、続きまして、議案第44号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について説明をさせていただきます。

お手元の説明資料をごらんください。

はじめに、趣旨でございます。大網駅東土地区画整理事業の完了に向けました換地計画の作成に当たり、事業区域内において、新しいまちにふさわしい、親しみやすくわかりやすい町名を新設し、従来の町界を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の新町名案は東駒込でございます。町名の由来は、歴史があり、愛着のあります現在の町名、駒込の上に市の玄関口である大網駅の東側に位置する東をつけることにより、わかりやすく親しみやすい名称と考えたものでございます。

次に、新町界町名変更の流れでございます。昨年5月に、地元自治会から選出されました3名と、土地区画整理審議会委員の権利者代表3名、学識経験者1名の計7名で構成する検討委員会が設置された後、新しい町名について市民から広く意見を聞くこととして、同年7月から8月までの2カ月間、公募を実施いたしました。応募された34件の中から検討委員会で3候補を選定し、各名称について関係機関の意見を聞いた後、本年1月に検討委員会において、新町名案を東駒込に決定されました。

その意向を踏まえまして、今回の市議会に議案を提出させていただいたものでございます。

次に、字の区域及び名称の変更日でございます。

新しい町界と町名は地方自治法施行令第179条の規定によりまして、千葉県知事の行う換地処分公告があった日の翌日に移行いたします。平成32年度中の移行を目指してございますが、まだ具体的な移行日は決まっておりません。

次に、対象区域でございます。1枚お開き願います。

町名変更箇所図でございます。上の図が変更前でございます。各色で着色しております範囲が、現在の字名であります。黄色が駒込、青色が大網、灰色がみやこ野、黄緑色が永田、左上の紫が南玉、そして緑色が池田でございます。

黄色で着色いたしました駒込の中に、赤線で囲んだ範囲が、今回変更させていただく区域でございます。下の図が変更後でございます。赤く着色した範囲に新しいまちを新設するものでございます。

まちの区域は、住所がわかりやすく、市民の利便性の向上を図るため、自治省の住居表示

の実施基準に基づきまして、道路、鉄道、その他の恒久的な施設、または河川、水路等によって定めることといたしまして、北側と東側を二級河川小中川、南側を主要地方道千葉大網線、西側をJR外房線または両総用水南部幹線に囲まれる大網駅東土地区画整理事業区域の約5.3ヘクタールに設定したものでございます。

なお、新しい土地の地番につきましては、今後の換地計画の作成を進める中で、整備されました街区、画地に沿いまして、1番から順に付してまいります。

市といたしましては、検討委員会案の尊重と広く市民の皆様にはわかりやすい町界、町名とすることを考慮させていただきまして、同案を市の変更案とさせていただきましたので、何とぞ慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、議案に対する質疑等ございましたらよろしく申し上げます。

花澤委員。

○花澤房義委員 44号なんですけど、全協の中でも言ったんだけど、なぜ、わざわざ変える必要があるのか、なぜ。

○米倉正美都市整備課長 新しい町名に変えなかった場合、仮に駒込をそのまま残した場合に、区画整理で新たに土地の形状が変わっておりますため、地番は新しく振り直すこととなります。そうしますと、現在、駒込字で使われている地番が1700番台まで来ておりますので、もし今回、駒込として新しい地番をつけさせていただく場合には、1801から、もしくは2001からになりまして、わかりづらくなると考えたものでございます。

○花澤房義委員 うち南今泉4862なんですけど、それが1800とか2000で何の不都合があるんですか。

○米倉正美都市整備課長 今回、区画整理によりまして、新しい町をつくらさせていただきました中で、よりわかりやすくさせていただくための1番地からつけさせていただいたほうがいいのではないかということで、新しい町名とさせていただきました。

○花澤房義委員 その地番を変更するに当たって、その地域に生活している住民、事業者に地番を変更しますけれども、そういう説明はしましたか。

○米倉正美都市整備課長 先ほど、お話しさせていただきましたとおり、検討委員会で協議はさせていただきましたが、定期的に現在、お住まいの個人の皆様や法人の皆様には、まださせていただいてございません。

それにつきましては、平成32年度に移行の予定ですので、それまでには、できるだけ速やかに住所変更等についてお知らせをさせていただければと考えてございます。

○花澤房義委員 地名変更に伴って、公募とかで伝えたというけれども、一般の住民の皆さんって、そうそう、こう見ていないんじゃないですかね。あと、それに伴って、メリット、住民とか事業者にメリット、デメリット、例えばデメリットがある場合の、要は、登記上の問題とか、費用負担って必ず大なり小なり出てきますよね、そのへんはどう考えていますか。

○米倉正美都市整備課長 事業の中では、今回の変更された場合には、住民登録や登記簿の表題部等のほうの変更はさせていただくんですが、ご指摘のとおり、そのほか、運転免許証やさまざまな変更につきましては、各個人個人の方をお願いしなければなりません。

当然ながら、その費用の負担につきましては、申しわけないんですが、ご理解、ご協力をお願いしていくものでございます。

○花澤房義委員 そもそも、そういう議案を考えていったら、こういうメリット、デメリットがありますよと、その地域の皆さんに説明、伺いを立ててからやるのが普通じゃないですか。費用負担はそっちでやって、いきなり地名変更したからお願いしますと。そんなもん通用しますか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○米倉正美都市整備課長 ご指摘のとおり、各個人の皆様、法人の皆様に、一つひとつご説明させていただくのが一番望ましいのかもしれませんが、今回、地元から選ばれた方々、そして、権利者の方々とお話し合いをさせていただいた中で進めさせていただいている……

○花澤房義委員 それ、検討委員会って何人ですか。

○米倉正美都市整備課長 7名でございます。

○花澤房義委員 7名と今、地域変更する住民、事業者、数は。

○米倉正美都市整備課長 現在お住まいの方は約50名でございます。

○花澤房義委員 それで事業者は。

○米倉正美都市整備課長 事業者……

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 中にある事業者というのは、すみません、正確なものは把握していないんですが。

○花澤房義委員 そんなもの把握しないのに、いきなり地名変えたから、変更してくださいって、おかしい話だろう。十分、地域に住んでいる人たちの理解を得た上で、議案を出すな

りするのが普通じゃないの。今回の部制だってそうさ。例はちょっとおかしいけれども。俺たちがやることなんだからいいだろうと、そういうふうにとられたってしょうがないだろう。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○米倉正美都市整備課長 今回の変更にあたりましては、先ほども申し上げてますとおり、地元の方、権利者代表の方がお考えになられた中で、この新しい町名に変更していきましようという……

○花澤房義委員 7人の意見と50人、60人、70人の、7人の意見だけ尊重するなんて話……それで、その地域のすぐ近くに、住民に選ばれた議員がいるじゃないですか。そういう者に声かけないのも違うんじゃないんですか。その各地域で選ばれた議員というのは、そういう地域内の事情とか内容をしっかり把握しているはずなんだから、そういう人にアドバイスとか求めるのが普通じゃないですか。7人の、何かわけわからない委員会が住民の代表みたいな話ぶりだけれども、私は理解できない。

○委員長（黒須俊隆委員長） 石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） そのとおりだと思うんですね。7名の検討委員会かな、市民が3名というような形でお話を前回、ちょっと承ったと思うんですけども、やっぱり勇み足かなという、要は、今、言ったとおりだと思うんです。

やっぱり、俺たちが言うんだから、それに従いなさいよみたいな、例えば、これで、費用負担の問題が発生してくるから、もめる理由つくっちゃいますでしょ、逆にね。おまえが勝手にやるって細かくしちまったんだろうよと、それで俺たちに、それはお願いねなんて、そんなふざけたこと言ってるんじゃないよということにもやっぱりつながりかねない。

だから、順序をやっぱり踏んでいかないと、物事はもめる要因をやっぱり私はつくってくる。ただ検討委員会で決まったから、その中には市民の方3人もいますよと、だから、それでいいだろうみたいな話になっちゃうと、私は、人によっては、住民ってたくさん、いろんな人いるから、駒込に愛着持っているんだよという人もいるからね、東なんかつけるなよなんていう方も出てくるかもしれないよね。だから、やっぱりそのへんもちゃんと過程を踏んで、物事を進めていかなかったツケが、あるときにぱっと出てきちゃう可能性もあるよね。

そうしたら、自分たちが原因をつくって、それを一生懸命何とかしよう、何とかしようみ

たいな、そこだけはちゃんとやっぱりやっていったほうが間違いないのかなという、そんな思いはします。

○米倉正美都市整備課長 先ほどの地元自治会3名の方というのは、私どもが選ばせていただいたわけではなくて、自治会のほうに選出を依頼して選ばれた3名の方々ということをし添えさせていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） やっぱり、それでも、その人たち、自治会のほうから出てきたんだからというのも確かにあるんでしょう。でも、それでも、いろいろな方いますから、やっぱりそういった細かな、私は、きめ細かな配慮というものはやっぱり必要じゃないのかなという、そこまでやってくれるのという、それぐらいあっても、それ、さっき言ったとおり、もめない、もめる要因を避けるということですよ、少しでも。

こんな小さいことから、人間というのは、こんな小さいことから、こんなになっちゃうんだよね。最後もう、もうこうなったら一歩も引かないからなみたいな、手に負えない状態になっちゃうから、だから、そのへんはやっぱり、もう少し気遣いが、私はあってもいいのかなという思いもあります。

○委員長（黒須俊隆委員長） おそらく町名変更委員会というか、そういうものを立ち上げた時点で、市は町名変更をするんだということなんだと思うんですよ。

それで、その地元の自治会選出してもらった人が反対するというのは、すごく反対しにくい、そもそも、そういうものだと思うんですよ。

だから、何か変更検討委員会という、新町名検討委員会ということ自体が、そうではなくて、新町名にそもそもしたほうがいいのか、しないのか、それを検討する委員会というのをきつと地元の人踏まえてする必要があったんじゃないかと思うし、あと、これに新町名をしたほうがいいのかどうかというのは、単に今度は住民だけじゃなくて、郵便局はどう思うのかなとか、いろんな考え方があるだろうし、そういう意味では、我々議員も一人ひとりいろんな考え方があるだろうと思うし、ちょっとそれできつと皆さん違和感があるんだと思うんですけれどもね。

○花澤房義委員 そもそも、今、黒須委員長が言ったように、変更検討委員会って、そういう名称だったら、もう変更ありきで議論を進めるに決まっているじゃん。

○米倉正美都市整備課長 すみません、変更は入っていないです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 新町名検討委員会だから、新町名ということだから、新町名を

検討するという事は、変更というのが最初から……

○花澤房義委員 そういうのをへ理屈っていうんだよ。

いつかの立ち話で、俺に新町名になりますよって、平気で何カ月前に言ったじゃん。もうありきじゃん。現場のトップが新町名になりますよと言っていて、ありきじゃありませんっておかしな話じゃないですか。覚えてないですか。

○米倉正美都市整備課長 覚えています。

○花澤房義委員 俺なんか、そのとき、えっ、えっ、事業者、えっ、全部、印刷物からスタンプから、いろいろ、うちだけじゃないよ、多分違う議員も、歯医者も、ピタットハウスとか、床屋なり、今回出てきたレンタカーとか、また一からやり直し、そういう説明してから、委員会立ち上げだと思ふ。どう思うの。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○米倉正美都市整備課長 そのまま、議員ご指摘の、その方法も当然ながら、そういう丁寧な方向も必要だったのかなと思います。

ただ、仮に駒込を残しても、地番は新しく変わってしまいますので、です、住所変更というのは、これは避け切れないものであります。

○花澤房義委員 だから、そういうことを言っているんじゃないかと、俺が、石渡委員が言っているのは、手順。方法論を言っているんだよ。あまりにも強引過ぎるだろうという話。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長、地番は変更するというけれども、例えば、ファミリーマートとか千葉銀行は変わらないんでしょう、もし、この条例案が通らなかつたら。

○米倉正美都市整備課長 地番は変わります。区画整理で従前の土地がもう、1回なくなりまして、新しくつくった画地の形で地番を振り直しますので。

○委員長（黒須俊隆委員長） 法的にそういうものだと、千葉銀だとかそのへんは、だって、別に区画整理したからといって移動していないわけでしょう。

○米倉正美都市整備課長 移動していません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 移動していないけれども、地番は変えなきゃいけないんですか。

○米倉正美都市整備課長 そうですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） それは区画整理法の問題なの。

○米倉正美都市整備課長 そうです。一旦、今の地番をなしにして、新しい地番を振り直す。

○委員長（黒須俊隆委員長） そのとき、もともとの地番というのを振り直すことはできないの、法的には。

○米倉正美都市整備課長 できないんですよ、はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） 法的にできないの。

○米倉正美都市整備課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） 全く新しいこの1000番台からやらないといけないものなんですか。

○米倉正美都市整備課長 そうですね、1番もしくは駒込を残すのであれば、その1800番台もしくは2000番台からということになります。

○花澤房義委員 さっきの説明は、プラスになるからという話じゃない。1800から始まるとか。

○米倉正美都市整備課長 そうです。1800から。

○花澤房義委員 だったら、旧の番地残しても全然、法律上というのは全然わからない、意味。

○委員長（黒須俊隆委員長） 今、例えば千葉銀というのは、何番というふうになっているんですか。

○米倉正美都市整備課長 ちょっとすみません、今、資料が。

○花澤房義委員 そもそも、議会、市が、行政が出して、議会も承認したから、もう明日から地番変わりますから、申請し直してくださいって、平たく言えば、一般の市民の皆さん、そう感じますよ。俺たちがやること間違いはないんだから、なんて思わないでくれる。

○委員長（黒須俊隆委員長） 石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） 早いよね。30年5月に検討委員会を設置して、もう7月から8月にかけて新しい町名案を公募するという、この間、本当にもう、たっただっただよね。これがもう、だから、そもそもね、行くぞ、わかったなって、あなた方の影響なんかはいいんだみたいな、そういう受け取り方もやっぱりどうしても、そして、10月には、もう3候補決定しちゃって、それから、今年の1月には、もう、一連の流れで、その流れにずっとこう、あなた方乗っからないなんていうことは許されませんよ。これに乗っかるんです、そして、最後はこうなるんですみたいなものがもうでき上がっている。

よく、市が行うこういったものって、説明会でもそうなんだけれども、津波でも、結論があるんだよね、もう結論が決まっているの、説明会でも。3つあって、もうここです、みたいなものだよ。だから、住民にしてみれば、そういうことじゃないと思うんだよ。

さっき言ったとおり、こういうメリットがありますよ、こういうデメリットもありますよと、その中において市の考え方というのは、こういう考え方で持って行きたいんで、皆さん町名の変更をひとつお願いできればと思うんですが、皆さんの意見をお聞かせください

と、その中から初めて、そこからスタートして行って、じゃ、変更してもいいかなという意見が結構出てきたならば、その段階で検討委員会を設置しましょうと、公募しましょう、これが本来の、やはり私はあり方、それを取っ払っちゃって、乗ってこいと言っているような、お金はおまえらだというようなね。

その影響は、皆さん、もしこれを知った場合、ほかの人たちも、例えば私が駅で、石渡さん、これどうなっちゃうのって。町名変更したことによって、いろんな波及出てこないって、そんなの市が出してくれるんだということは、当然なんだと思うよね。自己負担ですよなんて言ったら、ひっくり返るほど驚いちゃうと思うよね。

だから、やっぱりそのへんをもう少し、これからはやっぱり考えていかないといけないんじゃないのかなと思いますよね。

さっきの千葉銀のあれ、わかったんですか。

(「すみません、ちょっと手持ちの資料がございませんで」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) 何か、東駒込と言いながら、さらに東側、超東駒込があるのが不思議なんだけれども。

その隣側に、これ何、この店は。この店、パン屋ですか、何ですか。

○米倉正美都市整備課長 判こ屋です。

○委員長(黒須俊隆委員長) 判こ屋ですか。判こ屋は超東駒込になるんですか。

○米倉正美都市整備課長 現在の予定では駒込のままです。

○委員長(黒須俊隆委員長) ちなみに、この3つというのは、新駒込と東駒込と、何ですか。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 新駒込と東駒込と大網駅前でございます。

○委員長(黒須俊隆委員長) 大網駅前。駒込東なんていうのはなかったんですか。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 駒込東という応募がございませんでした。

○委員長(黒須俊隆委員長) 応募があったんですか。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 応募がございませんでした。

○委員長(黒須俊隆委員長) なかったんですか。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 駒込東という応募はございませんでした、はい。

○委員長(黒須俊隆委員長) 重複3件って書いてあるということは、この3つだけ複数で、あとは全部重複しないで1つずつの公募しかなかったということですか。

○米倉正美都市整備課長 そうでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 何種類か、何応募あったんですかね、何種類くらいあったんですかね。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 応募は全てで34件でございます。そのうち、重複が3つでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 種類でいうと何種類応募があったんですか。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 31種類の応募がございました。そのうち、先ほども申し上げました東駒込、新駒込、大網駅前という形で3候補選出させていただきまして、重複したものというのは、この中に入っておりませんで、せせらぎ、平成、中央東というものがいずれも2件ずつの応募がございました。

○委員長（黒須俊隆委員長） ということは、これ、東駒込も、この新駒込も、あと駅前も、1件ずつしかなかったということなわけね。

○渡邊公一郎都市整備課市街地整備室長 そうです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 何のために公募したのかもわからないような、そういう公募だったわけね。

これだったら、公募やり直すとか、または別の委員会で考えると、何か違うことを考えなきゃいけないんじゃないの。これ、せっかく公募して、31種類、結果が出たけれども、みんなばらばらで、しかもその重複したやつも選ばないというのは、何かおかしくないですかね。

花澤委員。

○花澤房義委員 だって、そもそも、駒込地区の東でもない。ただ単純に、大網駅東土地区画整理事業でやってきたから、ただの東をつけただけ。

○委員長（黒須俊隆委員長） なるほど、そうか、東じゃないんだよね。

○花澤房義委員 東じゃないから。

それ、考えられないでしょう、東を無理くりつけるって。

○委員長（黒須俊隆委員長） でも、ちょっとは東なんじゃないの。ねえ、東ですよ、東ですよ。

○花澤房義委員 田辺さんのところのあそこの交差点が駒込で、その横並びが何で東。駒込のあの信号、大網街道の。

○委員長（黒須俊隆委員長） 駒込信号、折戸とか何とか書いてあるところですか。

（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） まあ、北東。

○花澤房義委員 北でしょう。

○委員長（黒須俊隆委員長） いや、北東だよ。

○花澤房義委員 だから、考えられるのは、大網駅東土地区画整理事業で新たにできた地区だから、単純に東を入れただけと想像しちゃう。3つ選んで1票ずつ。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長、この東駒込ができると、この行政区というか、何というか、区の自治会とか、区自治会とかというのにも新たに1つできるということなんですか。

○米倉正美都市整備課長 現在、この区画事業区域につきましては、自治会に加入されている方が4世帯でして、お聞きしますと、この駒込15区に引き続き加入されていくということをお伺っております。

○花澤房義委員 自治会の名前と地名が一緒になっていないよね。

土地区画整理事業で30億円も投資しておいて、理念は開発の理念はどういうものですか。

○米倉正美都市整備課長 大網白里市の新しい顔をつくることであります。

○花澤房義委員 もっと商業地域高度利用化って、そうでしょう、それは最初に出てくる言葉。商業地域の発展、高度利用、今後の施策は、今のままだと、駐車場をなくすために土地区画整理事業を30億円かけてやっているのに、あんたたちが何も手を打たなければ、みんな駐車場になるよ。そういう危機感を持っていますか。

○米倉正美都市整備課長 区画事業によりまして、宅地を整備させていただきまして、需要増進が図れるようにさせていただいている中で、ただ、土地につきましては、この個人の方々がお持ちなのですが、どうしても、個人の方のご意向が第一になりますので、今後何か施策と申しますか、事業者が、そういう方がいれば、できるだけお話をさせていただければと思っています。

○花澤房義委員 商業地域の発展、高層化、それ、どう、今のやつと向くんですか。

要は、地主がアクションを起こしたら相談に乗ります。アクションを起こさないで駐車場をつくったら、それは規制できない。当初の区画整理事業の理念と大きく外れるんじゃないかな。ちょっと言葉は足りないけれども、そういう、行政側からこういうふうにしませんかと言っても、全然、俺は差し支えないと思う。その分、30億円の税金投入しているんだから、新たなまちづくりを提案しているんだから、それで30億円投資しているんだから、行政側から、こういう企画とか提案をしても、俺は全然差し支えないと思うんだけど。

○委員長（黒須俊隆委員長） 石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） そのとおり。私はだから、あれは、駅で聞かれたときに、あれどうなっちゃうのという、駐車場の利便性を高めるだけのためにつくっているのと言ったから、このままでいったら、間違いなく駐車場ですと。もう道路沿いに進出してきている駐車場も見え始めてきて、今言ったように、あれは私的な土地だから、地主のそれによってなんて言っちゃったら、莫大なお金をかけて、そんなことでいいんですかという、やっぱり、これが大網の発展の常にネックになっている。

積極的に働きかけて、こういった利用価値ができるんじゃないですかとか、積極的な商業誘致というか、じゃないと、あの人たち、例えば土地を持っている方々というのは、そういうことできないじゃないですか。来てくださいなんてことだとかね、たまたま話が来れば、条件が合えば、じゃ、ここに建ててくださいとなるけれども、それがない限り、まずほとんどないよね、そういったことは。

でも、この理念というのは、今、花澤議員が言ったとおり、そういうもので、これだけの莫大な投資をしてきたんだから、そこをちゃんと、きちんと行っていないと、それこそ住民が、何だ、今の土地区画整理事業というのは駐車場つくるために、大網は立派なものだね、駐車場をつくるために30億円使っちゃったのみたいな、今度また何かやったときに、また駐車場だねと、そうっちゃう、やっぱり。

現実、大網白里市民は、はっきり言っているから。あれで何が変わるのと。それは駐車場に変わるんじゃないですかとしか言いようがなくなっちゃうじゃない。だから、やっぱり積極的にもっと言わないと難しいと私も思うよね。それやってもいいんじゃないですか。

○花澤房義委員 だから、それは都市整備課の仕事じゃないよと、多分少しはあるけれども、でも、あんたとは違う主導でやったんだから、企画政策とか、いろんな課を先導してどんどん議論してください。

○委員長（黒須俊隆委員長） よろしいですか。

○花澤房義委員 もうこれ以上は、堂々めぐりみたいになっちゃうから。予算。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに委員の皆様、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

それでは、引き続いて新年度予算についての説明をお願いします。

○米倉正美都市整備課長 それでは、続きまして都市整備課の平成31年度当初予算につきまして説明をさせていただきます。

資料の表紙の裏の目次をごらんください。

都市整備課は2つの会計を所掌してございます。上段が一般会計で、1ページから13ページまで、下段が土地区画整理事業特別会計で、14ページから21ページに記載させていただいております。

1ページをお開きください。一般会計予算の総括表でございます。

平成31年度予算編成方針及び第5次総合計画の趣旨に基づきまして、予算計上を行わせていただきました。

上段の歳入は、総額1,571万7,000円で、前年度と比べて28万8,000円、1.8パーセントの減を見込んでございます。主な要因は、一番上の14款1項6目、土木使用料の29万円の減でございます。

下段の歳出は、総額8,769万4,000円で、前年度と比べますと1,262万7,000円、12.6パーセントの減となっております。そして、そのため、2つの事業の再編成をさせていただいております。

1つ目は、上から4番目、7款4項3目の都市計画道路管理事業を廃止させていただきまして、その上の都市計画道路事業へ統合させていただきました。2つ目は、上から5番目、7款4項4目の多目的広場整備事業を廃止させていただきまして、その下の自然公園等管理費へ統合させていただいております。

再編するものの主な増減額は、上から2番目、7款4項1目の都市計画調査費が300万円の増、その下、7款4項3目の都市計画道路事業が1,473万2,000円の減、その3つ下、7款4項4目の自然公園等管理費が399万8,000円の増、その下、7款4項4目の都市公園管理費が255万2,000円の減でございます。

2ページをごらんください。

歳入の一覧でございます。上から4番目、14款1項6目4節の市営住宅使用料（現年度分）の減額は、主に入居者数の減少によるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な歳出を順次説明させていただきます。

4ページをごらんください。

都市計画調査費でございます。都市計画の見直しに係る費用といたしまして300万円を計上させていただいており、前年度と比べますと皆増でございます。これは、13節委託料の千葉県で5年ごとに行われます都市計画の見直しに伴う都市計画区域マスタープランの基礎調査委託料でございます。

5 ページをごらんください。都市計画道路事業でございます。

都市計画道路に係る費用といたしまして、66万9,000円を計上してございます。前年度と比べまして大幅な減額の主な要因は、大網駅東土地区画整理事業の関連工事の完了による工事請負費の皆減でございます。

次に、6 ページをごらんください。

自然公園等管理費でございます。県立九十九里自然公園区域内にあります小中池公園と白里海岸公園のほか、多目的広場、農村公園などの都市公園以外の維持管理費などとして、3,186万8,000円を計上させていただいております。

主に、13節の委託料1,348万円は樹木剪定、広場除草、園内清掃などの管理委託料、15節の工事請負費884万2,000円は小中池公園のローラー滑り台の改修工事など、22節の補償金407万4,000円は北今泉多目的広場の造成工事の施工により損傷いたしました隣接ブロック塀4件の工作物補償金でございます。

7 ページをごらんください。

都市公園管理費は、主に、5団地の都市公園のほか、緑地・緑道の維持管理費といたしまして4,135万9,000円を計上させていただいております。主に、13節委託料3,339万8,000円は、樹木剪定や広場除草、園内清掃など管理委託料、15節の工事請負費の221万8,000円は、みずほ台近隣公園と季美の森南7号公園の複合遊具の改修工事でございます。

なお、13ページに市内の都市公園と自然公園の位置図を参考に添付させていただいております。

その隣、12ページをごらんください。

市営住宅の管理費でございます。市営住宅の維持管理費といたしまして350万円を計上してございます。主に、浄化槽点検業務の委託料や給湯設備などの交換工事でございます。

続きまして、14ページをごらんください。

土地区画整理事業特別会計予算の総括表でございます。これは、ご承知のとおり、大網駅東土地区画整理事業に係る予算でございます。事業の早期完成を目指して予算計上を行わせていただいたものでございます。

上段、歳入の総額は2億3,640万2,000円、前年度と比べますと2,408万6,000円、11.3パーセントの増となっております。主な増額は、他会計繰入金の2,148万7,000円、土地区画整理事業債の1,830万円でございます。

下段、歳出の総額は1億9,961万3,000円、前年度と比べますと3,488万8,000円、21.2パー

セントの増となっております。主な増額は、上から2番目、1款2項1目、大網駅東土地
地区画整理事業の3,486万1,000円、29.8パーセントの増でございます。

次に、15ページをごらんください。

歳入予算の一覧でございます。

主に、上から3番目の土地地区画整理事業国庫補助金2,500万円、その下、他会計繰入金
9,999万4,000円、一番下の土地地区画整理事業債1億円でございます。

資料17ページをごらんください。

この大網駅東土地地区画整理事業でございます。

内容といたしましては、残る移転補償や基盤整備工事、仮換地を本換地にするための事務
手続などに要する費用といたしまして1億5,192万2,000円を計上させていただいてござい
ます。主に、13節委託料の4,900万円は、出来高確認測量委託料や換地計画の作成委託料、
15節工事請負費の4,170万円は、残る都市計画道路の築造や宅地造成工事などございまし
て、22節補償補填及び賠償金の5,800万円は、残る建物1棟の移転補償金などございま
す。

続きまして、21ページをごらんください。

大網駅東土地地区画整理事業の工事予定箇所について説明させていただきます。

申しわけありません、資料を横長にごらん願います。横にさせていただきますと、左側が大
網駅方面、右側はアミリィ方面でございます。赤線で囲む範囲が土地地区画整理事業区域で
ございまして、灰色は平成30年度までに工事が完了している範囲でございます。赤色が平
成31年度に予定している工事箇所でございます、図面中央付近にございます①と書いて
ございますのが都市計画道路の歩道整備、その上と右側にございます②と書いてございま
すのが宅地造成、そして図面中央下にございます③が区画道路の舗装補修でございます。
そして図面左上に赤い2つの丸がございしますが、この④は防犯灯の設置でございます。そ
して、主に、図面左側に点在している赤線⑤でございますが、これは東京電力線を電線共
同溝へ引き込む、引き込み管設備業務でございまして、同じく点在しておりますオレンジ
色の線は⑥でございますが、NTT線を電線共同溝へ引き込む、引き込み管設備業務で
ございます。図面中央付近の⑦、青色斜線につきましては、これは集合住宅1棟の建物と移
転補償でございます。

最後になりますが、この平成31年度におきましては、残る1棟の建物所有者等に対しまし
て、引き続き理解と協力を求めてまいるとともに、権利者との協議が調う見込みが立たな
い場合における土地地区画整理法に基づく権利者にかわりまして、事業施行者が移転を行う

直接施行の具体的な実施についても慎重に検討してまいるところでございます。

以上、都市整備課の平成31年度の当初予算において説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、質問等ございましたらお願いします。

山田委員。

○山田繁子委員 花とふれあいのあるまちづくり推進事業に関してですけれども、現在、花のボランティア団体も若干減っているのかなと思いますけれども、この中で、ちょっとオリンピックに関連したことで今回、おもてなしの花がヒマワリと聞いていますか。

（「承知しております」と呼ぶ者あり）

○山田繁子委員 もうそれが流れているんですね。それで、一部、五輪目指して、県のほうから来て、そのときに私、ちょっと聞いたんですけれども、それでそのとき、ヒマワリの種を本年度、試験的に植えてみましょうと。それで、来年、オリンピックのときの時期にあわせて咲かせるその努力をみんなで研究しましょうというような話を私、伺っているんですよ。この市に、そういう話が来ているかどうかと思ひまして、今、直接聞いていますけれども、聞いていたらいいんですけれどもね。

○宮崎 崇都市計画課主査兼街路公園班長 花とふれあいのあるまちづくり推進事業で、現在、12団体に補助金の配分をしているんですが、特段……

○山田繁子委員 聞いていないですか。

○宮崎 崇都市計画課主査兼街路公園班長 はい、ちょっと私の耳にはちょっとまだ。

○山田繁子委員 ああ、そうですか。

○宮崎 崇都市計画課主査兼街路公園班長 はい、申しわけございません。

○山田繁子委員 県のほうからまだ来ていないということで、わかりました。また、こちらで調べますので。

○委員長（黒須俊隆委員長） 現在、12団体と今、おっしゃいましたが、11から、12が11に今度なるんですか。

（「1団体減るんでしょうか」と呼ぶ者あり）

○宮崎 崇都市計画課主査兼街路公園班長 そうです。来年度、1団体おやめになる団体の申し出がありましたので、予算上は11団体でやる予算にしております。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに委員の皆様、ご質問あればお願いします。

（「ついでにさっき言ったんで、ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、都市整備課の皆さん、ご苦労さまでした。

（都市整備課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、都市整備課の新年度予算について内容の取りまとめに入りたいと思いますが、ご意見等ございませんか。

○山田繁子委員 さっきの番地の関連を、そこはしっかりうたったほうがいいですよ。50世帯ぐらいあるんでしょう。あの中に、今回。

○花澤房義委員 あと、アパートの住民とかね。

（「もっといるんだもんね」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 多分、把握していないんですよ。何人かって。

普通は、だから、石渡委員が言ったように、まずどんな声があるのか、聞いてから委員会、だつて変更しますよという感じで委員会開いているに決まっているじゃないですか。7人の中には地主も入っていて、90歳を超えた地主が委員になっているんですよ。

年のこと言っちゃ、これはちょっとパワハラ、セクハラになっちゃうけれども、おざなりの人選じゃないですか。ありき。

○山田繁子委員 だつて、50世帯ぐらいだったら、もう一戸ずつアンケートとっても、そんな大変なことじゃないですよ。今回、番地を変えたり、町名が変わるかもしれないけれども、皆さんはいかがですか。賛成の人、丸とか、バツとか、何か簡単なそういうところ調査して、それから諮るんだつたらいいけれども、今見て、本当に今聞いて、びっくりしたけれどもね。ちょっとそのへんが、それをもとにやるんだけれども、何もしないで、細かいこと言ったらきっと大変だと思いますよ。印鑑の、住所変更だとかさ、商売も大変よね。

○花澤房義委員 俺、自分の商売のために言っていないですよ。いろんな事業の人やっていますから。せめて事業をやっている人たちには、どうですか、変わったらどういう不都合がありますかって聞くのが普通でしょう。

○山田繁子委員 7人に全部委ねちゃってさ。

○花澤房義委員 それも反対できないような委員を。作戦ですよ。

○山田繁子委員 それで、32年からやるというのも、すぐ、賛成してくれというのは。

○花澤房義委員 例は悪いけれども、部制、部制の導入、一緒。何とかなるだろう。

- 副委員長（石渡登志男副委員長） いけると思ってね。
- 花澤房義委員 これは住民にも負担になる案件なのに、住民に説明していない。7人が決めたから文句を言うなど、そんな考えじゃないですか。おまけに、東駒込、東をつけたって、希望が丘とか何とかってこじやれた名前だったらまだしも、変更する意義がない。
- 山田繁子委員 これは、駒込で番地だけ変えたらということもできるんでしょう。新しい番地に。
- 花澤房義委員 やりくりできるに決まっているじゃないですか。
- 山田繁子委員 そうなれば、番地だけが変わったのかなと、それはわかるけれどもさ。
- 花澤房義委員 だって、うちなんか4600台ですよ。
- 山田繁子委員 そうですよ。
- 花澤房義委員 それが2000になって何の不都合あるの。まして、今の状況じゃ、住宅地なんか建たないですよ。駐車場になりますよね。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 結局、だから、区画整理事業をやったから、変えよう。
- 花澤房義委員 そんな程度ですよ。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） そんな程度でしょう。ちょっと名前変えてよみたいなことだよ。
- 花澤房義委員 どこからそういう発想になるのか、本当にわからないな。
- 山田繁子委員 議員もいっぱいいるんだから、あの人たち呼んで、一緒に考えたっていいんじゃないですか。
- 花澤房義委員 住民の代表、選ばれて行っているんだから、その地域のことはある程度知っていますから。それなのに、うちの田辺さんなんか初めて聞いているんですよ。この案件があつて。
- 山田繁子委員 東駒込になるんだとか、今回初めてですよ。皆さんもそうじゃないですか。もうちょっと住民にもきちんととって、だって、50軒ですよ、たった、50軒だったら、もう職員が歩いたってできる数じゃないですか。
- 花澤房義委員 どう思いますかって聞ける。
- 山田繁子委員 そうですよ、とって、それでやっぱり新しい名前がいいとか何とかって、全部聞き出すことできるのに、これ、住民が反対したら大変でしょう。
- 花澤房義委員 だって、住民だって、聞いてないよ。何で急に変更になるんだって思うに決まっているじゃないですか。

- 山田繁子委員 このまちは何やっているんだろうとね。
- 花澤房義委員 行政と密接な俺たちがいきなりこういう状況なんだから。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 当事者は何を変えるんだとかね、いろいろわからないよね。
- 花澤房義委員 お願いするしかないだなんて。
- 委員長（黒須俊隆委員長） わざわざ飛び地をつくっているんだからね。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） それ思ったよね。
- 加藤岡美佐子委員 自治会が細分化しちゃっていて、統合しようかということ saying いたんですよ。また細かいのつくっちゃって。
- 山田繁子委員 そういの、ちょっと飛び地ができちゃって、新しいところだけってね。
- 花澤房義委員 利用に合わせ、間に合わせ。
- 山田繁子委員 やっぱりきちんと、時間とっても、アンケートとって、50軒、50軒住んでいる人の全体にアンケートを。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 言えない人もいるしね。
- 山田繁子委員 そうですよ。
- 花澤房義委員 まずは、どう思いますかって、そこから始まらなければいけないのに、今の状況じゃ、はい、変わりましたよ、議会も承認しましたよ、従ってくださいと言われかねないですよ。
- 山田繁子委員 言われるでしょう、反対する人にぼろくそに。
- 花澤房義委員 何で変えないといけないんだよって。変えて、俺たちにメリットがあるのって話。
- 山田繁子委員 住所変更しなくちゃいけないことってたくさんあるからね、役所だってそうでしょう。ねえ、いろいろな形で、ちょっと大変ですよ。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） そこには、市が決めることなんだから従えみたいな、そういうのもある。さっき言った部制なんか、いい例でしょう。出せば、どうせいいんだからという。
- 花澤房義委員 どうにか行けるように、何とかなるよ、ちょろいから、言葉は悪いけれども。
- 安川一省議会事務局長 委員長、そろそろ取りまとめのほうを。
- 委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案の、だいたい審議は尽くしたんじゃないかと思えますので、そろそろ新予算の取りまとめのほうをお願いします。

○花澤房義委員 先ほど言ったように、整理事業がほぼ完成したので、その後の展望です。行政がある程度提案しない限り、その難しい面はわかりますよ。例えば課を全部ひっくるめて、プロジェクトチームをつくって提案するとか、住民の皆さんに、地主の皆さんに、どうしたらいいまちづくり、そういうアンケートも実施して、このままじゃ、本当に駐車場になっちゃいますよ。だって、地主が駐車場、設備もかからないし、お金が半永久的に入ってくるし、営業努力もしないで、30億円かかっているんですよ。

○委員長（黒須俊隆委員長） それで都市計画税もないしね。

では、そのへんのところで取りまとめさせていただきたいと思います。

それでは、以上で都市整備課に関する新年度予算の取りまとめ、説明聴取を終わりたいと思います。

それでは、5分休憩をお願いします。

（午後 2時35分）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、再開いたします。

（午後 2時44分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 地域づくり課の皆さん、ご苦労さまです。

それでは、新年度予算の概要について説明をお願いします。

時間の関係もごございますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いします。

○岡部一男地域づくり課長 地域づくり課でございます。よろしくどうぞお願いします。

まず、私の左隣、深山副課長です。

○深山元博地域づくり課副課長 深山です。よろしくをお願いします。

○岡部一男地域づくり課長 その隣が環境対策班の班長、佐久間主査です。

○佐久間貞行地域づくり課主査兼環境対策班長 佐久間です。よろしくお願ひいたします。

○岡部一男地域づくり課長 私の右隣が市民協働推進班の須永主査です。

○須永陽子地域づくり課主査兼市民協働推進班長 須永です。よろしくお願ひいたします。

○岡部一男地域づくり課長 最後、私、課長、岡部です。本日、4人で対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、平成31年度地域づくり課におけます一般会計予算について説明をさせていただきます。

まずはじめに、歳入につきまして説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております説明資料、1ページをごらんください。

課全体の予算ですと9,790万5,000円の予算でございます。平成30年度当初予算と比較しますと104万6,000円、1.1パーセントの減でございます。

2ページをごらんください。

主な歳入の内容を申し上げます。

総括歳入表の上から8行目、可燃ごみ袋の販売によるごみ処理手数料が7,580万円でございます。

続きまして、10行目及び12行目、循環型社会形成推進交付金と合併処理浄化槽促進事業補助金でございます。国と県からの浄化槽の補助金でございます。合わせて799万2,000円でございます。

続きまして、11行目、消費生活相談体制の充実を図る観点から、消費者行政推進事業補助金が265万円でございます。消費者相談事業ですが、週に4回の相談日を設けてございます。

続きまして、14行目の住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金でございます。住宅用太陽光発電に対する千葉県補助金で、163万円を見込んでおります。

続きまして、18行目、リサイクル物品の売り払い代金でございます。700万円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

申しわけございません。1ページ目にお戻りください。

課全体の予算額といたしましては、6億3,516万4,000円となっております。平成30年度当初予算と比較しますと923万3,000円、1.5パーセントの増となっております。

歳出のうち、一部事務組合、行政組合、清掃組合、山武水道へ支出している義務的経費の負担金総額は4億5,069万円でございます。30年度と比較しますと798万7,000円、1パーセントの増額となっております。

続きまして、主な歳出の事業につきましてご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

自治会振興費でございます。市と市民との緊密な連絡を図るため、区長に対する報酬と区長等宛文書配送業務にかかわる宅配業者委託費として、1,843万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、4ページをごらんください。

協働のまちづくり事業でございます。市では、行政と住民によるまちづくりを推進するため、住民団体が自主的、または主体的に実施する公益性のあるまちづくり事業に対して、補助金を交付する協働のまちづくり事業を平成25年度より実施しておりまして、31年度で7年目を迎えます。また、平成30年4月1日からは、市民活動支援センターを開設し、市民活動に関する相談を受け付けるとともに、活動団体に活動スペースの提供をしております。事業費は160万9,000円を計上しております。

続きまして、5ページをごらんください。

男女共同参画事業でございます。平成28年3月に大網白里市男女共同参画計画を策定しました。平成31年度に計画見直しのための準備として、市民アンケート調査を予定しております。事業費として54万8,000円を計上しております。

続きまして、6ページをごらんになってください。

市民相談事業でございます。人権相談及び行政相談は毎月第3木曜日に開設して、交通事故相談は、毎月第2木曜日に予約制にて開設しております。平成31年度は28万5,000円を計上してございます。

続きまして、7ページをごらんください。

消費生活相談事業でございます。毎週月、火、水、金の週4日開設しておりまして、平成30年度予算として395万4,000円を計上してございます。

続きまして、10ページをごらんになってください。

合併処理浄化槽設置促進事業でございます。平成31年度は26基分の設置補助を予定しておりまして、1,302万1,000円を計上してございます。

続きまして、11ページをごらんになってください。

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業でございます。平成31年度は住宅用太陽光発電設備を7件、蓄電システムを10基の設置を補助する予定でございまして、予算といたしましては163万円を計上してございます。こちらにつきましては、県費を補助金として千葉県からの補助金で100パーセントの導入を見込んでおります。

続きまして、12ページをごらんになってください。

環境衛生事務費でございます。主な事業といたしましては、ごみの減量及び資源再生利用を促進するため、資源ごみをPTAや子ども会、区、自治会等で団体に回収した場合に、資源再生利用促進奨励金を交付しております。また、生ごみ堆肥化装置等設置の補助を行っております。平成31年度は582万3,000円の予算を計上しております。

続きまして、16ページをごらんになってください。

塵芥処理事務費でございます。総額で1億2,805万5,000円を計上しております。主な内容といたしましては、一般廃棄物収集運搬業務委託料、可燃ごみ、不燃ごみを収集して、東金市三ヶ尻にありますクリーンセンターまで運搬する業務です。9,940万8,030円を計上しております。

以上で、平成31年度の地域づくり課の主要事業について説明をさせていただきました。審議のほど、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、質問等がございましたらお願いいたします。

山田委員。

○山田繁子委員 バスの件で、ちょっとお聞きしたいんですけども、市有バスの利用が今年からすごく難しくなるというような話を、ここ二、三日のうちに2グループから聞いたんですけども、去年と今年の申し込みの違い、利用の仕方が変わったのであれば、それをちょっと教えてもらえますか。市有バスの使用に関して。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○岡部一男地域づくり課長 まず、31年度からなんですけれども、規則の見直しを今やっております。市バスというのも公用車ですので、まずは職員の、我々地域づくり課の職員が勤務する時間帯に使用をするという見直しを今やっているんです。というのは、どういうことかという、今は休み、土日祭日等も運行しているんですけども、必要な場合は除いてですけども、職員が休んでいる土日祝日なんかは、事故とか何かあったときに緊急対応、連絡体制がとれない場合が考えられるので、今、休日は基本的には使用を控えていただくような規則の見直しをやっているんですけども、これを4月1日からやるということじゃなくて、暫定的に期間を設けて、31年度の年度の途中からになっていくんですけども、それについては各バスを使用する団体というのか、市役所の中のそれぞれの課の担当課の関係する団体が使用できるわけですから、今、準備としては関係課にいろいろ

議論とかやっているんですけども、31年度から、こういうふうになるという説明会もこの3月に予定をしているんですけども、基本的にはそういう運びになる予定でございます。

○山田繁子委員 何かひとり歩きしちゃって、もう難しくて使えないとか、どうのこうのって、だから早く申請できないとか、もしそれがだめになったら、日にちを変えなくちゃ、どうしようかって、そんなような、そこまでいっちゃっているんですよ、2グループともね。だから、もし、こういう関係のときは使えないかもしれないと、大まかなことでも教えていただければうれしいかなと思うんですね。じゃないと、やっぱりどうしてどうしてって、何でなんていうのから、どんどんひとり歩きしちゃうから、せっかくあれですから、バスの中で飲み食いしちゃだめよは、それはわかりますよね。去年あたりからかなり利用の仕方もうごく丁寧になって、乗る方も、飲み食いしたり、あめもだめなんて感じになっていますから、それはいいんですけども、ただ、使用の仕方が全然変わって、とれないかもしれないとか、何かとっても難しいような話をしていますので、もし、大まかなことがわかれば、今聞きましたから、土日はそうですよねっていう思いもありますから、だから、なぜ今までこうしていたのに、今回はこうなったのかとか、もし理由でもあれば、教えていただければうれしいかなと思います。各団体に説明のしようがないので、今議会が終われば、また質問もしてみますってことで、私帰ってきましたので。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（黒須俊隆委員長） 石渡委員。

○副委員長（石渡登志男副委員長） この17ページの不法投棄監視員報酬、この不法投棄監視員によって、どれぐらいの不法投棄がその方々に見つかっているんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○岡部一男地域づくり課長 不法投棄監視員、毎月1回の報告というのがあるんですけども、そのほかにそういう不法投棄とか見つかれば、その都度報告っていただいております。

平成29年度につきましては、不法投棄監視員からも通告件数は33件ございました。平成30年度1月末現在で22件の通報、ご連絡を不法投棄監視員のほうからいただいております。

○副委員長（石渡登志男副委員長） あと、今の市有バス、これ、土日の休日運行について話したこともあったけれども、今までの利用っていうのは、平日より土日のほうが多いんですか。それとも、土日のほうが少なくて、平日のほうが多いのかな。

○須永陽子地域づくり課主査兼市民協働推進班長 土日はほとんど大きなイベントとか、市

のイベントとかで使われることが多いんですけども、今までは学校の部活で使用されることが多いです。普通にいろんな方、団体が使用するのは平日のほうが多いです。

○副委員長（石渡登志男副委員長） あともう一つ、3ページの、事務連絡委託料、700円掛ける1万5,290世帯かな、莫大な金額なんですけれども、これは今はもうちゃんときちんと使われるという認識でよろしかったですね。

○岡部一男地域づくり課長 そのとおりです。平成30年度、今年度、29年度の決算について、区は102ですね、自治会が14ございますけれども、116の区・自治会のほうから事業費の報告を提出していただいております。

○副委員長（石渡登志男副委員長） わかりました。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、私から2つだけ、ごみ処理手数料なんですけれども、30年の当初から比べると少し増えているという、29年度決算からすると増えている。基本的な人口もこの間、ずっと毎年毎年、二、三百人ずつ人口減っているわけだから、ごみも減ってもよさそうなものなんですけれども、この間の流れとか、今回の当初予算の考え方はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○岡部一男地域づくり課長 ごみ処理手数料ですけれども、一番増減が大きいのが、この一般廃棄物収集運搬業務委託料、この業者の委託している内容なんですけれども、30年度までは28、29、30年度の請け負い、3年間の請け負いなんです。来年度からは31、32、33、3年間の請け負いが始まるんです。今年度、入札やりまして、入札をやった結果、若干、前回よりも落札率が上がっているというのが1つと、あと人件費等、やっぱり油代っていうんですかね、そういうのも上がっているんで、そのへんの高騰ということで、前回と比較しますと、3カ年の比較ですけれども、約4,700万円ほど増えているんです。ですから、そのへんの業務委託料の増加っていうのがちょっと要因っていうことになってきております。

○委員長（黒須俊隆委員長） ごみ自体はそんなに増えていない。

○岡部一男地域づくり課長 ごみの量につきましては、大体平成22年から29年までのデータをちょっと見ますと、ほとんど、多少増減はありますけれども、横ばいできております。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

あと、12ページの資源再生利用促進奨励金があるんですけども、これは先ほどの説明でPTAの関係が全部ですか。

○岡部一男地域づくり課長 PTAとか自治会とかです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 自治会もあるの。

○岡部一男地域づくり課長 はい、自治会もあります。

○委員長（黒須俊隆委員長） 実際、どういう、PTAが何件で、自治会が何件ですか。

○岡部一男地域づくり課長 細かいのはちょっと、今手元にないんですけども、全部で、登録、これしていただくんですけども、47団体あります。

○委員長（黒須俊隆委員長） 47団体。

○岡部一男地域づくり課長 平成30年度は47団体が登録していただいております。

基本的には、そういうボランティア活動をしているということで、上げている名目の補助金、奨励金の制度になっているんですけども。

○委員長（黒須俊隆委員長） そのPTAは、年に何回もやりますよね。だから、団体数は47団体だけけども、この回数みたいなのでいうと、もっと相当な回数があるわけですか。

○岡部一男地域づくり課長 1団体、月1回でしたら12回ありますし、2回に1回というところもあると思いますので、ですから、各団体によって回数というのは違っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） この奨励金をつけるということによって、どういうメリットというのがあるんですか。

○岡部一男地域づくり課長 やっぱり一番は、ごみの減量化ということで、そういう活動をして、ごみをなるべく出さないようにしていただきたいという3R運動というのを進めていますので、それが一番の要因だというふうに思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） PTAとか団体がやることによって、リサイクルが進むというふうに考える根拠は何なんですか。

○岡部一男地域づくり課長 いろんな不特定多数の人に奨励金をやるというと、お金が足りないというのがあるんですけども、やっぱりボランティアでやっていただいているということで始まったというふうにちょっと聞いているんですけども。

○委員長（黒須俊隆委員長） 私の考えで言うと、民間の普通のちり紙交換に出すと、ちり紙を直接もらえるから、そういうのを積極的にやる業者が増えてきたり、そういうものが軌道に乗っていけば、そっちのほうが、よっぽど積極的に各家庭はリサイクルするわけで、私もこの間、9年もPTAやっているから、それで順番が回ってきて、例えば仏島地区で、

全件回るなんていうのは、もうこの間、2回もやっているし、やっているけど、ほとんどそんなやってくれるところは何件かしかなくて、とてもPTAの労働、それこそ労働単価からしたら、もうそんな活動したくないから、僕は直接お金寄附しますよって、そのくらいのもので効果はないんだけど、市がこうやって助成金出すから、そうすると、結果としてそれなりの額になって、PTAがほとんど役にも立たないリサイクルを一生懸命やる逆インセンティブになっちゃうんだよね。

だから、本当にリサイクルやりたいんだったら、それこそ助成金を民間団体に、民間団体って営業のほうだよ、ちり紙交換に出すくらいの方がよっぽどリサイクルが進むんじゃないかっていうのが、私の実感なんだよね。だから、そのへんのあたりも考えてやっているのか、どういう考えなのかなっていうのを少し聞きたいなと思っているんですけども、いかがですか。

○岡部一男地域づくり課長 物自体は、物っていうのは、PTAとか区とかが集めた物自体は、そういう処分というか、買い取り業者に持って行っていただいているんですよ。その領収書を市のほうに持ってきていただいて、そこに何キログラム業者に売ったっていうのがわかりますので、1キログラムについて、市のほうで3円の奨励金って出しているんですけども、民間の業者に売り払いはしているっていうのはしているんです。

○委員長（黒須俊隆委員長） それはわかります。

○岡部一男地域づくり課長 市としては、それを要するに、そういう協力していただいたという形で、こういう奨励金を、もうこれ、だいぶ前からになるんですけども、やっているというふうに向っているんですけども。

○委員長（黒須俊隆委員長） だから、無駄な事業じゃないかなという、そんな奨励金のお金があるんだったら、単に教育費として学校施設費とかが足りないから、これ、PTA活動やっているわけですよ。それを学校施設費にかえるべきじゃないのかなと。この地域づくり課でこんな予算をつくるんじゃないかと、これは民間にできることは民間にやらせて、そんなお金があったら、それはPTAの労力を使わないでやるべき。民間が例えばできないような、ちり紙交換が来ないようなところで、例えば自治会が積極的にリサイクルを進めているというようなものに奨励金を出すんだったら、それは私も大賛成だけれども、奨励金目当てで例えばやるようになってしまったら、逆に本末転倒なんじゃないのかなっていう、そんなふうにも思うので、ぜひ奨励金のあり方っていうのは、本当にリサイクルを進めることが、そっちが重要なわけなんだから、この奨励金がないと、本当にいけないもの

なのかどうか、ぜひ精査をお願いしたいなというふうに意見としてだけ言っておきます。

○山田繁子委員 私の知っているところでは、奨励金でやっぱり花づくりのほうのボランティアをやっているんですね。アリーナの近く、41坪でしたけれども、16年間続けまして、このたび、高齢化率が進みまして、16年間頑張っ、今回は花づくりやって。でも、その間、そのお金は全部お花の苗の足しにしたり、肥料代にしたりして、やっぱり協働のまちづくりの中の人とのふれあい、そしてまた、道行く人がそれを見て、本当に一生懸命やっている姿、また、お花がきれいに咲いたときとか、大変喜んでもらいましたので、奨励金の使い方はそれぞれのグループで違うと思うんですね。

だから、学校関係は、それであとは、やらなくてもいいんですね。そこに、市のほうに領収書を持っていかなければもらえないんですから、それは自由だと思いますけれども、やるとかやらないかというような、やっぱりそれぞれのグループによっては活用の方法が違うと思うんですね。自己負担でみんなを出し合って管理するというと、やはりいろんな人からお金を集めなくちゃいけない。それよりも、市のほうからの補助金と、足りない分は、そういう自分たちが工夫してやっていくっていうのが、そもそもの出発でしたので、何の違和感もなく今日まで来れたということで、皆さん、大変感謝していましたので、これは単にとめちゃうとか何かというよりも、出さなければいけないというのがわかっているんですから、それで判断していったらどうかなと思いますので、私の個人的な意見です。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、以上で地域づくり課の説明を終わります。ご苦労さまでした。

（地域づくり課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、地域づくり課の新年度予算について、内容の取りまとめに移りたいと思いますが、ご意見等ございましたらお願いします。

○山田繁子委員 市バスの利用の仕方。

○花澤房義委員 市バスの利用状況に関してのことで、山田委員とちょっと違うんですよ。飲食がだめっていうのはあまりにも非現実的じゃないのかな。エコノミー症候群って言葉があるよね。ある程度の水分補給はいいんじゃないかなと私は思うんですが、そういう声も

市民のほうから聞いたりします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 子どもたちが、夏場も水分補給もだめなの。

○山田繁子委員 それはちょっとわからないんですけども。

○花澤房義委員 原則、飲食はだめ。

○副委員長（石渡登志男副委員長） だめって言っているよ。

○山田繁子委員 だめって言っていますよね。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと、遠くへの視察とか、そういう場合はいいの。それもだめなの。

○山田繁子委員 遠くはだって、県内ですもんね。

（「県外もありますよ」と呼ぶ者あり）

○副委員長（石渡登志男副委員長） 原則はだめって言っているんですよ。

○山田繁子委員 だって、飲み物ぐらい。お水ぐらいは。

○花澤房義委員 それは、アルコールがだめ。聞いた話によると、前の町バスのときに、どこかの団体がお酒とか飲んだりした例があって、そこから規制がきつくなつたと。もちろんアルコールなんかはだめに決まっているじゃない。でも、飲料、水とかスポーツ飲料とか、普通じゃないかな。原則だめって、じゃ、どういう場面がいいのかって、それは課の判断になっちゃうわけでしょう。

○山田繁子委員 だから、前のバスのときは、婦人の集まりなんか、みんな、朝ご飯を食べてこなかったら、おにぎりつくったり、漬物持ってきて、まわしていたとき、そういう時代もありましたよね。

○花澤房義委員 でも、それくらい俺はいいと思う。ただ、ごみの後始末とか、バスの清掃とかは、その団体にしっかりやってもらって、それができなかつたら、今後、バスの使用は禁じるとか。

○山田繁子委員 確かに使い方にすごく、ちょっと違いましたよね。

○花澤房義委員 今、委員長が言ったように、夏のくそ暑い日に子どもたち。

○山田繁子委員 無理ですよ。脱水症状起こしちゃう。原則はって、私、それに決まっているみたいですけどもっていうこと。

○花澤房義委員 原則じゃなくて、ある程度許可を、そのほうがいいんじゃないかな。

○山田繁子委員 だから、そういうこともしっかり決めてもらわないと。お水、お茶ぐらいは飲んでもいいということだね。

- 花澤房義委員 あめとかさ。原則飲食だめって、原則論って。
- 山田繁子委員 そうでしたよね。だから、きれいに使っているよね。
- 花澤房義委員 今もそうだから、それは少し違うんじゃないですかって、私の考え。
- 山田繁子委員 そのほうが市民は喜ぶますよ。
- 委員長（黒須俊隆委員長） 市民が喜んでこそ。
- 山田繁子委員 市バスだよ。だから、最低でも。
- 花澤房義委員 一部こういうことがあったから、全体的にだめって、違うでしょう。
- 山田繁子委員 汚したら、バスのほうの人が掃除するのが大変とか、そういうのが絡んでい
るかもしれないし、それはだって商売だしね。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 飲み物こぼしたらどうするんだとかね、そういう話。
- 花澤房義委員 それは自分たちで、市バスを使うある団体が汚したら、そのまま帰るような
団体、あると思うの。自分たちで。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 原則でやっちゃうと、全部だめになっちゃうんだよね。
そういう団体っていうのは、もう二度と貸してくれなくなっちゃうってことなの。原則は
そうなの。だから、そこは問題だと思う。それぐらいの考え方のゆとりがあってもいいん
じゃないかっていう。
- 山田繁子委員 そのへんをうたえばいいんだよね。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） 私もあれで行ったとき、やっぱり思いましたもんね。飲
み物はだめ、食べ物もだめ。じゃ、どうするんだよって。
- 山田繁子委員 寂しいよね。
- 副委員長（石渡登志男副委員長） すごい暑かったときだから、大変だった。
- 委員長（黒須俊隆委員長） 少し市民の意見等を聞いて、市バスの利用規則の見直し、緩和
の方向の見直しも考えたらどうかと、そんなところでよろしいですか。
- 山田繁子委員 はい、お願いします。
- 委員長（黒須俊隆委員長） ほかにはよろしいですか。

（発言する者なし）

- 委員長（黒須俊隆委員長） それでは、以上で地域づくり課の新年度予算にかかわる概要聴
取を終了いたします。

続けてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、建設課を入室させてください。

（建設課 入室）

◎議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定について

◎議案第45号 市道の廃止及び変更並びに認定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 建設課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定について及び議案第45号 市道の廃止及び変更並びに認定についての審査を行いますので、説明をお願いします。時間の都合もございますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に、各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案28号、31号、37号及び45号について説明をお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） それでは、まず職員のほうの紹介をさせていただきます。

向かって右、副課長の北田でございます。

○北田吉男建設課副課長 北田です。よろしく申し上げます。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 向かって左です。スマートインター推進室の鬼原室長でございます。

○鬼原正幸建設課スマートインター推進室長 鬼原です。よろしくお願いたします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） それから、向かって左、道路班長の須永主査でございます。

○須永晃二建設課主査兼道路班長 須永です。よろしくお願いたします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 向かって右です。管理班長の片岡主査でございます。

○片岡和信建設課主査兼管理班長 片岡です。よろしくお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） それと、向かって右です。河川排水班長の渡辺主査でございます。

○渡辺正行建設課主査兼河川排水班長 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） それと、後ろに管理班の海保主査です。

○海保孝則建設課主査 海保です。よろしくお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 最後に私、建設課長の石川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

まずはじめに、議案の説明をさせていただきます。

それでは、議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定について、これらにつきましては、全て関連性がございますので、基本となります議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定についてから説明をさせていただきます。

まず、本条例制定の提案に至った経緯でございますが、国では道路法施行令を平成26年度に改正し、地価を適切に反映すべく、全国の市町村ごとに所在地区分を人口により区分した3区分を区分しておりました。そこから2人口及び固定資産税評価額を踏まえた5地区に細分化しました。これを受け、千葉県では平成27年度に国と同様の所在地区分に改正し、あわせて道路占用料を改定したところでございます。

このようなことを受け、本市でも、改正の内容や時期について検討してまいっておりますが、このたび、千葉県の改正内容を踏まえ、大網白里市道路占用料等条例を全部改正を行うものでございます。

主な改定の内容につきましては4点ございます。

1点目は、条例規則の体系的な整備を行います。道路占用料等に関する国からの通達を反映しやすいよう、条例では占用料の額について、規則では、その他必要な事項として、様式や免除規定などを定めてまいります。

2点目は、電柱や地下埋設管などの占用物件を細分化いたします。また、新たに上空に設ける共架電線や地下に設ける電線共同溝内の線類などの項目を設けることといたしました。

電柱等につきましては、改正前は支柱や支線柱を含む電柱類で一本化の料金でしたけれども、改正後は電柱に係る電線の本数に応じて、電柱及び電話柱ごとに3種類に分けることといたしました。

また、地下埋設管につきましても、管の外径ごとに4種類から9種類に分けることといたしました。そのほか、新設項目の電線共同溝内の線類につきましては、駅東土地区画整理事業により、電線共同溝が新設されましたことから、これに設置される線類について、新たに規定をいたしました。

3点目は、占用料金の改定でございます。千葉県が算出しました平成30年度の県道の占用料を参酌して、本市の占用料を決定いたしました。

4点目は、占用料金の免除についてでございます。一般住宅の出入りのための橋梁や住宅地からの排水管などの日常生活に密接に関連するものについては、このたび免除することといたしました。

以上が議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定についての説明になります。

続きまして、議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

法定外公共物というのは、一般的には赤道や青道でございます。この占用物件の区分や占用料の改定については、現行の条例では別表により占用料を定めていたところですが、今回の改定で別表を削除し、大網白里市道路占用料等条例の区分と料金を適用することといたしました。これにより、道路と水路の占用料金の均衡が図られ、占用者にとってわかりやすい料金体系といたしました。

このほか、徴収方法、還付及び減免、さらに督促手数料及び延滞金につきましても、大網白里市道路占用料等条例の例によるものといたしました。

次に、議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

準用河川の占用物件の区分や占用料については、別表に定めているものを大網白里市道路占用料等条例の区分と料金を準用して改定することといたしました。これにより、道路、水路、河川の占用料が法定外公共物と同様に、占用者にとってわかりやすい料金体系といたしました。

このほか、督促手数料及び延滞金の額につきましても、大網白里市道路占用料等条例の例によるものといたしました。

最後に、議案第45号 市道の廃止及び変更並びに認定についてでございます。

今回、市道を廃止、変更、認定をしようとする路線は、瑞穂土地改良事業区域内の幹線道路を除く全ての路線でございます。この路線は、県営土地改良事業である経営体育成基盤整備事業瑞穂地区により、一旦事業区域に取り込まれ、路線が変更された道路でございます。このたびの事業完了に伴い、千葉県から本市に引き継がれましたことから、道路の適切な維持管理を行うために市道認定を行うものでございます。

また、土地改良区域内に全線が取り込まれる路線については、一旦路線を廃止し、新規に認定を行うものですが、土地改良事業の地区外と連絡する路線については、路線の一部区間が事業により変更されることから、認定を変更するものでございます。

以上が建設課の上程議案の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、質問等ございましたらお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） この一般市民の免除で、どこかで佐久間議員が質問していたと思うんですけども、減るのが1,563万円というのは、これはほぼ一般の家庭の分なんですか。

○片岡和信建設課主査兼管理班長 日常生活に密着したものになりますので、ほぼ一般の住宅になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） 1,563万円の、この金額が全部一般の家庭なのか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 1,500万円ほどというのは、全体の減額分です。一般住宅以外も、東電ですとか、NTT、それ以外の事業者の占用料、合わせまして試算したところ、1,500万円ほどの減額になるものでございます。

そのうち、一般住宅については、道路占用の件については五十数万、約60万円弱になろうというふうに試算されております。

○委員長（黒須俊隆委員長） そんなものなんですか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） そうです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 私ごとで申しわけないですが、例えば私の実家の水路の上とか、ああいうのがかかるということなんですか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） そうですね。一般住宅の占用物件というのは、例えば排水管ですとか、非常に小さなものが主でございます。例を挙げると、100円単位ですとか、そういった小さなものが多い。

○委員長（黒須俊隆委員長） それは月100円。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 年間です。そういうものについて、今回は一般的な生活されている以上に必要なもの、これは国のほうの通達もありまして、今回減免をしようということで諮っています。

○委員長（黒須俊隆委員長） それこそ、使っていないような元農業水路みたいなところで、お金だけ住宅からとっておいて、草刈りしろって、それは草刈りはお金がないからできません。住んでいる人にやってもらうなんて、市はあまりに都合がいいじゃないかという、私は常々そう思っていたので、そういう免除をするというのは、非常にいいことじゃないかって私は思うんですけれども。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、続きまして、新年度予算の概要説明をお願いします。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） それでは、建設課で所掌しております平成31年度予算案につきまして説明させていただきます。

平成31年度予算案につきましては、日常生活に不可欠な道路の維持補修を主体に補強、補修事業や耐震対策事業を行い、さらには道路改良事業に取り組んでおります。そのほか、金谷川河川改修事業や地籍調査事業につきましても、引き続き実施してまいります。

それでは、配付資料に基づきまして説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

当初予算説明資料総括表でございますが、まず歳入ですが、交通安全対策特別交付金ほか7項目の合計額でございますけれども、2億884万3,000円を見込んでおります。対前年と比較しますと、8億7,061万6,000円の対前年度比80.7パーセントの減となっております。この主な要因といたしましては、スマートインターチェンジ関連事業を完了したことに伴います社会資本整備総合交付金及び道路局所管補助金の減少によるものでございます。

次に、歳出でございますが、7款1項1目の土木総務費といたしまして、市道整備補助金事業ほか3事業によりまして、7,643万5,000円を計上したところでございます。

続きまして、7款2項1目の道路維持費でございますが、道路維持管理費ほか5事業で1億971万6,000円でございます。

次に、7款2項2目の道路新設改良費でございますが、道路新設改良事業で3,000万を予定してございます。

次に、7款3項1目の河川費でございますが、河川事務費ほか2事業で5,684万9,000円でございます。

次に、7款3項2目の排水対策費でございますが、排水対策事業で2,153万9,000円でございます。

総額2億9,454万2,000円で、対前年と比較しますと8億6,364万6,000円、74.6パーセントの減となっております。この主な要因としましては、歳入と同様に、スマートインターチェンジ関連事業の完了による事業費の減少のほか、道路河川完成の事業費の縮小によるものでございます。

次に、個別事業についてご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

私道整備助成事業でございます。こちらは、私道所有者が主体となり施工する私道の舗装や排水施設を整備する際、大網白里市私道整備補助金交付要綱に基づきまして、予算の範囲内で工事費の一部を助成するものでございます。予算といたしましては、360万9,000円を計上させていただいております。

次に、4ページをごらんください。

道路管理事務費でございます。こちらは、平成30年度に施工した工事等により、道路の構造や形状が変わった区間の道路台帳を補正する業務や道路や水路の境界が確定した成果を管理するための道水路境界確定点保守管理業務、そして未登記処理業務の予算といたしまして895万2,000円を計上させていただきました。

続いて、5ページをごらんください。

地籍調査事業でございます。こちらは、国土調査法に基づきまして、市が事業主体となり地籍調査を実施するものです。1筆ごとの地籍が明らかになることにより、災害復旧、公租公課の公平化、土地境界に係る紛争防止等が図られるもので、予算といたしまして5,894万4,000円を計上させていただいております。

続いて、7ページをごらんください。

道路維持管理費でございます。こちらは道路を良好な状態に維持管理するため、市道の樹木管理や道路附属施設の補修及び補修用材料費等の予算といたしまして4,480万1,000円を計上させていただいております。

続いて、8ページをごらんください。

小規模復旧事業でございます。こちらは、市内全域を対象に、道路の補修、路肩の崩れ、

河川、排水路の崩壊など、比較的小さな規模の復旧工事を早急に行うための事業でございます。予算といたしましては2,500万円を計上させていただいております。

続いて、9ページをごらんください。

舗装補修事業でございます。こちらは舗装の老朽化に伴いまして、舗装を打ちかえるものでございます。場所は、大竹地区及び南横川の10メートル道路でございます。

場所につきましては、資料の最後に地形図がございます。図面を添付させていただいております。その図面番号①と②のピンクで塗られているところを参考にさせていただきたいと思っております。図面のほう、非常に見にくいので申しわけありませんけれども、よろしく願います。

その2路線のトータル延長360メートル、工事費としては1,671万5,000円を計上させていただいております。

次に、10ページをごらんください。

橋梁長寿命化修繕事業でございます。こちらは、損傷や劣化が橋の耐久性や安全性に影響を与える前に対策を講じることで、橋梁の長寿命化、維持、修繕、かけかえにかかわる経費の削減を図ろうとするものでございます。

平成31年度につきましては、市内全域で実施しました橋梁の法令点検の結果に基づき、修繕計画の見直しを行うため、700万円を計上させていただきました。

続きまして、11ページをごらんください。

排水整備事業でございます。こちらは、道路の排水施設等のない箇所におきまして、降雨時の道路や宅地への冠水防止を目的に、道路端へU字溝を敷設するものでございます。

上谷新田及び柿餅地区、図面番号③、④の青で塗られているところの箇所でございます。延長につきましては120メートル、工事費1,170万円を計上させていただいております。

続きまして、12ページをごらんください。

交通安全対策施設整備事業でございます。こちらは、市内を対象に交通安全施設、カーブミラーやガードレールの設置、センターラインや外側線の引き直し等の整備を行うものでございます。予算につきましては、450万円を計上させていただいております。

続いて、13ページをごらんください。

道路新設改良事業でございます。こちらは、市道改良事業の工事箇所として福田及び経田地区を予定しております。図面番号につきましては、5番と6番、黄色で塗られている箇所になります。延長につきましては70メートル、工事費としましては2,800万円を計上させ

ていただいております。

資料16ページをごらんください。

金谷川河川改修事業でございます。平成31年度は切り回し道路の切りかえを行い、直線化にする工事を予定しております。工事費といたしましては3,000万円、そして工事に伴う移転補償費としましては1,000万円を計上させていただきました。

続いて、17ページをごらんください。

排水対策事業費でございます。こちらは、水路をコンクリート構造物で整備することにより、流下能力の向上を図るものでございます。下ヶ傍示ほか4地区、延長については139メートル、図面番号につきましては7番から11番で、緑色で塗られている箇所になります。工事費といたしましては、1,900万円を計上したところでございます。

以上が、平成31年度建設課所管の予算概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、委員の皆様、質問等ございましたらお願いします。

花澤委員。

○花澤房義委員 5ページの地籍調査委託料って、これまだ全額国庫負担なの。

○片岡和信建設課主査兼管理班長 全額ではないんですが、委託費に付帯費用というのがあります。それを合算した数字で補助対象になります。補助対象の内訳は、国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田繁子委員 私道整備補助事業に対してですけれども、今年度は30年度当初予算よりもかなり多く補助金が乗っていますけれども、これに係る内容をちょっと教えてください。どのへんをやるのか。

○片岡和信建設課主査兼管理班長 今年度、要望ありました南横川地区につきましては、延長約159メートル、幅員が4メートル、補助率は、両方に接道しておりますので、60パーセントが対象になりますので、工事費に65パーセントで金額360万9,000円になります。前年度は、そのときは延長が短い地区でしたので。

○山田繁子委員 小さいところ。わかりました。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） ただいまのは、平成31年度の予算で360万9,000円ということで。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 私からあれなんです、今回、全体費用として大幅にマイナス75パーセントの歳出なんていうのは、主にスマートインターチェンジの関連が終わるから、それはそうなんですけれども、それを除いたとしても、かなり大幅にこの建設課の事業費がマイナスじゃないのかなと。例えば項目で見ると、舗装補修事業なんていうのはすごい減なわけで、そういうのを含めて、スマートインターを除いて何パーセント減なんですかね、これ。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 単純に30年度の事業費11億5,800万円、ここから6億8,600万円、これを差し引きますと、4億7,100万円ほどになります。それに対して31年度のトータル2億9,400万円ですと62パーセント、つまり38パーセント減。

○委員長（黒須俊隆委員長） 私もざっと見て、そのくらいすごい減だなという感じがして、これは建設課として当初の予算要求はどのくらいあったんですか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） 一応、全体で申し上げますと、3億6,300万円ほどの概算要求と。

○委員長（黒須俊隆委員長） 財政課も人件費等を除いて10パーセントくらい削減方針みたいな、そういう感じに受けとめたんですけれども、はるかに上回っていて、建設関連が少ないんじゃないかなという気がするんですけれども、これは市長の特別な何か要求だったんですか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） そこは私どもと財政課との調整の中で、全体の金額については、その都度、必要なところについてはつけさせていただくという形で調整をさせていただいた結果になるということです。

○委員長（黒須俊隆委員長） 道路関連維持費とか、やっぱり市民にとって生活道路、そういう問題は重要ですから、あまり何でもかんでも削減すればいいことじゃないので、そのへんのところをどんなふうに建設課としては考えているのか。

○石川達秀参事（建設課長事務取扱） ご存知かと思えますけれども、私ども、現場対応の臨時職員の方を昨年度の当初ですと3人配しまして、常にパトロール、あるいは補修ですね。例えば道路の舗装にちょっと穴があいているところをご連絡いただいたり、パトロール中に見つかったりというところで、あまりひどくならないうちに対応しているというところで、大きな損傷が起こる前に即対応ができるというところにメリットがあるということ。そう

いうことを今後も、職員も現場に行く際には、行きと帰りのルートを変えて、市道の状況を確認する。そういったことも含めて、早期に対応をするようなことで、少しでも削減できるように努力していきたいというふうに考えております。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

ほかによろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、建設課の皆さん、ご苦労さまでした。

（建設課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、ただいま説明があった建設課の次年度予算について内容の取りまとめを行いたいと思いますが、ご意見等お願いします。

○花澤房義委員 予算と関係ないんだけど、こんなに説明員要るの、委員長。

課に戻って自分の仕事ってあるわけじゃないですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうですね。予算委員会もあるんだから、概略だけ課長、副課長くらいで対応してもらってもいいと思いますよね。十分、質問に答えられなかったら、予算委員会までに用意すればいいわけですから、確かに、それはそのとおりだと思います。これ、局長、申し送りとして何らかの。

○安川一省議会事務局長 そうですね、各部署によって班の体制が異なってくるので、今、建設課が3班1室体制でやっていますので、どうしても人数が多くなりがちになるんです。

班長は出席求めないということになると、班長もこういうところで発言することによって人材育成にもなるんです。ですので、多分、そういった目線では班長からぜひ出席をさせていただきたい。

部署によって、少し人数が多くなってしまうのはいたし方ないかなと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 単純に説明ができればいいやということだけではないと。

○安川一省議会事務局長 そうですね、現場の仕事も確かに大切なんですけども、こういう場所に来て発言することも非常に大切なんです。

○花澤房義委員 だから、それが俺は人材育成とは全然関係ない話だと思うんだけど、違うの。

○委員長（黒須俊隆委員長） そのへんも、ちょっと議会内で議論してもいいんじゃないですかね。単に産建の問題としてではなくて。

ほかに取りまとめ、何かございませんでしょうか。

○花澤房義委員 だから、さっき委員長が言った、道路って生活に密着しているんだから、し

っかり予算を削るだけじゃなくて、削るべきものはある。ちゃんと予算取りするべきものは予算に反映してくれ、そういう形でよろしいんじゃないですかね。

○委員長（黒須俊隆委員長） わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、以上で付託議案の審査及び建設課の新年度予算に係る概要聴取を終了いたします。

どうしますか。続けますか。

（「やりましょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 局長も大丈夫ですか。

○安川一省議会事務局長 大丈夫です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、引き続き、続けたいと思います。

それでは、各議案についての取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第23号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございましたらお願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ご意見、討論等なければ、ただいまから付託議案に対する審査結果の採決を行います。

それでは、議案第23号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員でございます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ありますでしょうか。

（「議案質疑はやったんで、ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 質疑じゃなくて、ご意見、討論。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、ご意見ないようですので、議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総員賛成ですので、議案第26号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第28号 大網白里市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、ご意見等ないようですので、それでは、議案第28号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総員賛成です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号 大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、それでは、議案第31号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号 大網白里市道路占用料等条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第37号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第41号 大網白里市森林環境整備基金条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、ないようですので、議案第41号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号 大網白里市市民農園の指定管理者の指定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは、議案第43号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第44号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

○花澤房義委員 先ほど来から、いろんな意見を言い尽くしていますので、大体の委員の皆さんは安易な議案だと、そのへんで一致していると思いますので、私は反対させていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第44号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成なし。

よって、議案第44号は否決いたしました。

続きまして、議案第45号 市道の廃止及び変更並びに認定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第45号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号 訴訟上の和解について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第67号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成総員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査及び平成31年度予算概要についてを終了いたします。

◎その他

○委員長(黒須俊隆委員長) 次に、その他ですが、委員の皆様、何かございますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) 事務局から何かございますでしょうか。

○安川一省議会議務局長 閉会後にお願いしたいことがございます。

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、ないということですので、以上で協議事項、その他については終了いたしたいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(石渡登志男副委員長) では、以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 4時00分)